第15回平成20年3月与謝野町定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成20年3月3日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時38分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1.出席議員

1番	野	村	生	八	1	0番	赤	松	孝	_
2番	畠	Щ	伸	枝	1	1番	勢	旗		毅
3番	上	Щ	光	正	1	2番	多	田	正	成
4番	廣	野	安	樹	1	3番	今	田	博	文
5番	小	林	庸	夫	1	4番	森	本	敏	軌
6番	家	城		功	1	5番	谷	П	忠	弘
7番	伊	藤	幸	男	1	6番	有	吉		正
8番	浪	江	郁	雄	1	7番	服	部	博	和
9番	井	田	義	之	1	8番	糸	井	満	雄

2 . 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書 記 植松 ひろ子

4.地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田・伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課課長補佐	長島 栄作	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教 育 次 長	鈴木 雅之
税 務 課 長	日高 勝典	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水 道 課 長	芋田 政志
会計管理者	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	山﨑 信之	福祉課長	岡田・康利

:	会議録署名議員の指名
	会期の決定について
į	諸般の報告
	(選挙)
顧第 1号	子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、
	教育諸条件の整備・充実を求める請願書
	(提案~委員会付託)
室第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について
	(提案~表決)
安笋 0 只	人権擁護委員候補者の推薦について
沃 为 35 .	八恒通過安員候間目の近鳥にプロで (提案~表決)
安等10日	·
条弗 1 0 亏	与謝野町後期高齢者医療制度条例の制定について
	(提案説明)
	与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野
	町教育委員会委員長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
•	条例の一部改正について
	(提案説明)
案第12号	与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について
	(提案説明)
案第13号	与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	(提案説明)
案第14号	与謝野町特別会計条例の一部改正について
	(提案説明)
案第15号	与謝野町国民健康保険条例の一部改正について
	(提案説明)
案第16号	与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正について
	(提案説明)
案第17号 	与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部改正に
	ついて
	(提案説明)
安笠10旦	与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
关为105	
安等10日	(提案説明)
条弗19万	与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正について
完整 2 0 0	(提案説明)
杀弗 2 U 亏	与謝野町国民健康保険条例の一部改正について
	(提案説明)
案第21号	与謝野町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
	願 案 案 案 案 案 案 案 案 案 案 第 第 第 第 第 第 第 第 第

5

日程第19	議案第22号	(提案説明) 与謝野町一般廃棄物処理施設条例の一部改正について
		(提案説明)
日程第20	議案第23号	与謝野町障害者グループホーム・ケアホームの指定管理者の指定について
日程第21	議案第24号	(提案説明) 与謝野町障害者就労継続支援施設の指定管理者の指定について
日程第22	議案第25号	(提案説明) 与謝野町地域農産物等活用型交流施設の指定管理者の指定に
		ついて (提案説明)
日程第23	議案第26号	大内峠一字観公園の指定管理者の指定について (提案説明)
日程第24	議案第27号	与謝野町道路線の認定について (提案説明)
日程第25	議案第28号	与謝野町道路線の廃止について (提案説明)
日程第26	議案第29号	与謝野町道路線の変更について
日程第 2 7	議案第30号	(提案説明) 与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する 規約の変更について
日程第28	議案第31号	(提案説明) 宮津与謝消防組合規約の変更について
日程第29	議案第32号	(提案説明) 平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)
日程第30	議案第33号	(提案説明) 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第5号)
日程第31	議案第34号	(提案説明) 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号)
日程第32	議案第35号	(提案説明) 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
日程第33	議案第36号	(提案説明) 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第34	議案第37号	(提案説明) 平成19年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号)
日程第35	議案第38号	(提案説明) 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) (提案説明)

日程第36	議案第39号	平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第	4号)
			(提案説明)
日程第37	議案第40号	平成19年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1	号)
			(提案説明)
日程第38	議案第41号	平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号	
			(提案説明)
日程第39	議案第35号	平成20年度与謝野町一般会計予算	
	***********		(提案説明)
日程第40	議案第43号	平成20年度与謝野町簡易水道特別会計予算	/ 担实部吧 /
日程第41	議案第44号	平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算	(提案説明)
口性先生!		十成20千度与砌到"小七心点风争未付办去。17年	(提案説明)
日程第42	議案第45号	平成20年度与謝野町下水道特別会計予算	(延来机門)
111111 T	脱水カ・フラ		(提案説明)
日程第43	議案第46号	平成 1 9 年度与謝野町農業集落排水特別会計予算	(JACAKHARATA)
	A.M. (14)		(提案説明)
日程第44	議案第47号	平成19年度与謝野町介護保険特別会計予算	,
			(提案説明)
日程第45	議案第48号	平成20年度与謝野町土地取得特別会計予算	
			(提案説明)
日程第46	議案第49号	平成20年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計	予算
			(提案説明)
日程第47	議案第50号	平成20年度与謝野町国民健康保険特別会計予算	
			(提案説明)
日程第48	議案第51号	平成20年度与謝野町老人保健特別会計予算	. 10
	***		(提案説明)
日程第49	議案第52号	平成20年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算	
口和签户人	举 安等 [2 日	平成20年度与謝野町財産区特別会計予算	(提案説明)
日程第50	議案第53号	平成 2 0 年度与谢野可知度区特别会计了异	(担安部四)
日程第51	議案第54号	平成20年度与謝野町水道事業会計予算	(提案説明)
ᄓᆂᅒᆚᆝ	はメカノサウ	「以~∨一尺一的时间八尺子未公司」并	(提案説明)

6.議事の経過

(開会 午前9時30分)

議 長(糸井満雄) おはようございます。早朝からご大変ご苦労さんでございます。

20年3月の定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

3月に入りまして、いよいよ春本番を迎える季節となってまいりました。三寒四温と申しますけれども、まだまだ朝夕寒い日が続いております。ちょうど本日は3月3日、桃の節句、ひな祭りでございます。梅のつぼみもだんだん赤みを帯びて、膨らみを見せてまいりました。春のたたずまいを感じるころとなってまいりました。

本日ここに、第15回平成20年3月定例会が招集されました。議員の皆さん、理事者、執行機関の皆さんには、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、私たち与謝野町においては、昨年12月には行政改革大綱が示され、さらに今後10年間のまちづくりの指針となります総合計画が策定されました。その意味で、平成20年度は行政改革の元年、また、本格的なまちづくりの元年と位置づけてもいいのではないかと思っております。

したがって、20年度において大変厳しい財政状況の中ではありますが、これら計画を実施、あるいは実行するための施策が本予算にどのように反映され、いかに推進せれるかが最大の焦点であると思っております。それだけに、本3月定例会は大変重要で、注目される議会となると思います。

会期も26日という長丁場となります。まだまだ寒い日が続きます。どうか健康には十分ご留意願いまして、町民の付託にこたえるべく活発で真摯な議論を展開されますようご期待申し上げますとともに、議事進行にも特段のご協力をお願い申し上げ、開会に当たってのごあいさつとします。

なお本日、野田川地域振興課平野課長は療養のため欠席でございます。かわりまして、長島課 長補佐が出席いたしております。

それから、教育委員会の白杉教育長は欠席のため、今西委員にご出席をいただいておりますことを、ご報告申し上げます。

ただいまの出席人員は18人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第15回平成20年3月定例会を開会いたします。 本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配布しておりますように、本定例会に提出されております議案は、 請願第1号 子どもたちにゆきとどいた教育をするための教育予算増額、教育諸条件の整備・充 実を求める請願書ほか47件であります。

以上、48件を上程いたします。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、13番 今田博文議員、14番 森本敏軌議員。

以上、2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月28日までの26日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月28日までの26日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

それでは、一部事務組合議会の報告をしていただきます。

最初に、与謝野町宮津市中学校組合の報告をお願いします。

上山議員。

3 番(上山光正) 皆さんおはようございます。ご苦労さんです。

それでは、ただいま議長の方より報告のお許しをいただきましたので、与謝野町宮津市中学校 組合の議会報告をさせていただきます。

平成20年2月27日午後1時30分より与謝野町役場本庁舎で、平成20年度第1回与謝野町宮津市中学校組合議会定例会が、3階大会議室で開会されました。

本定例議会の出席議員は12名で、定足数に達しており会議が開会されました。

議案説明に入ります前に、第1号議案から第3号議案までの共通する考え方ということで、管理者から説明がありました。

それは昨年10月30日に開会されました中学校組合議会の監査報告の中で、平成18年度決算審査意見書の4項、その他で、足立代表監査委員より、例規集が新規に印刷、配布をされましたが、内容の整理も望みたい。この項目があったと12月の定例会で報告をさせていただいたところでございます。

その内容につきましては、職員の給与条例の一部改正の件を例に挙げられまして、与謝野町の 条例に準ずるという点が指摘をされたわけでございます。つまり与謝野町の議会で給与改定等が 可決されますと、宮津市議会選出の議員の皆さんは、与謝野町議会での条例制定の論議に参加す る場がないという点が特に指摘をされていました。

これを受けて、例え一部事務組合の内容が一緒でありましても、中学校組合議会で条例案を提出して、そして可決される必要があるという指摘を受け、これを機会に中学校組合のすべての条例を見直して、監査委員の指摘に該当する条例につきましては全部改正を行うべく、本日、議案第1号から議案第3号まで上程をされたところでございます。

その議案第1号ですが、与謝野町宮津市中学校組合公告式条例の改正で、現行の条例では、本組合は与謝野町公告式条例を準用して公告すると規定されておりますが、与謝野町に準じた内容に条例を全部改正するものでございます。

内容ですが、条例の公布は告知、宣伝、意見広告、求人広告などで、中学校組合を組織する市 町の掲示板に掲示されます。

また、議案第2号では、与謝野町宮津市中学校組合職員の給与に関する条例の制定でございます。第1号と同じく、与謝野町の条例に準じて給与の種類、及び基準を定めるもので、全部改正するものでございます。

次に、第3号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の制定ですが、この議案も1、2号と同じく、与謝野町条例に準じて条例の全部改正を行うもので、その内容につきましては、規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事、または製造の請負とする。同じく、財産の取得、または処分につきましては、予定価格700万円以上の不動産、もしくは動産の買い入れ、売り払い、または不動産の信託の受益権買い入れ、もしくは売り払いとするなどの報告でございます。

なお、議案第1号~3号までの質疑はありませんでして、起立全員で可決されました。

次に、議案第4号ですが、橋立中学校施設の利用に関する条例の制定についてですが、学校教育に支障を来たさない範囲において学校施設の利用を可能とするため、新たに条例を制定するものであります。

内容ですが、社会教育、その他公共のために利用させることができるという提案であります。 体育館の使用料は、午前・午後・夜間ともに全面1,000円とし、学校運動場の使用料は無料 となっております。

質疑ですが、井田議員が、学校施設を利用の場合の申請、許可について、糸井議員からは、従来の規則から新たに条例制定される内容の確認について、また、私の方から、体育館の昼夜使用料の確認についての質疑がございましたが、起立全員で可決されました。

次に、議案第5号、平成19年度補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出 それぞれ212万5,000円の減額でございます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,575万9,000円となりました。

内容ですが、各事務事業の実績見込みから不用となる経常経費ほかを減額するものでございます。

歳入の中の教育費分担金の減額は212万5,000円。その内訳でございますが、885万円の交付税の減額であります。財源が不足となりまして、672万5,000円の市町分担金で不足分を補っております。

この交付税減額の理由でございますが、人口と面積ほかで算定する新型交付税の導入によるもので、算定方式の簡素化が主な要因でございます。平成18年度までは、交付税の範囲内で学校運営がなされておりましたが、新型交付税の導入によりまして、平成20年度からは交付税の減額分を市町分担金でもって補い、学校運営を行っていくことになります。

質疑は、井田議員の新型交付税の算出についてであります。討論はありませんでしたが、起立 全員で可決されております。

次に、議案第6号、平成20年度与謝野町宮津市中学校組合会計予算ですが、歳入歳出予算の 総額は、歳入歳出それぞれ4,504万3,000円と定められ、一時借入金の借入最高額は 2,000万円としております。

歳出予算の流用についてですが、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、退職手当組合負担金に係る予算額に過不足を生じた場合のみ、同一款内で経費の各項目の間の流用に限るとされております。

補正予算の報告の中で、新型交付税の問題に触れさせていただきましたが、平成19年度当初 予算と比較をさせていただきますと、269万7,000円の減額となっております。 歳出ですが、10款、教育費の減額は230万2,000円、事務局費の印刷製本費と共同事務費負担金を減額、外国青年招致費のALT事業は、平成16年度からお世話になっておりますトーマスさんの帰国に対する旅費の増額でございます。

3項、中学校の学校管理費の当初予算は減額となりますが、学校施設に係る工事請負費や耐震 改修工事等の実施計画費は、新たに補正で計上されます。

教育振興費は、前年度と比較いたしまして52万8,000円の増額、理科教育施設整備事業の備品購入費と、京の子ども夢 将来体験活動推進事業、これは2年生の職場体験のための予算を計上しております。

11款、分担金及び負担金では313万円の減額となります。交付税の見込みが3,790万9,000円となり、前年度当初予算と比較すると955万6,000円の減額となります。

市町分担金としては、643万6,000円を計上いたしており、国庫支出金は34万9,000円を増額、これは理科教育施設設備費の事業費2分の1を補助金として受け入れたものでございます。

以上が、概要です。

質疑は、井田議員が補正対応のうち、耐震改修工事にかかる体育館、校舎の実施設計順序の関係と、ALT、国際交流員の活動状況と範囲についてでございます。

また、宇都宮議員からは、クラブ活動、ブラスバンドでございますが、全楽器が古く、数も少なく、新入生の活動に支障を来たしている。この実態の把握はできているかということと、小田議員が、同じくALTが帰国、新たにALTを迎えるための旅費の関係を質疑されました。

討論はなく、起立全員で可決いたしました。

以上が、平成20年2月27日に開会されました与謝野町宮津市中学校組合定例会の審議の内容も含めて、報告をさせていただきます。

終わります。

- 議 長(糸井満雄) 次に、丹後地区広域市町村圏事務組合の報告をお願いします。 赤松議員、お願いします。
- 1 0 番 (赤松孝一) それでは、丹後地区広域市町村圏事務組合の議会の報告をいたします。

2月28日午後2時より、京丹後市の市役所において行われまして、私と、糸井議長と2名、 出席をしてまいりました。

当日は、平成20年度の一部事務組合の一般会計予算と、それから特別会計の方のふるさと市町村圏事業特別会計予算との2つの予算が主な内容でありましたが、皆さんご存じのように一般会計の方は、ほとんどもう人件費でございます。歳入歳出それぞれ2,032万8,000円でありますが、これはもうほとんど人件費でございます。

それから、特別会計の方でいきますと、これも皆さんもご存じのようなことでありまして、20年度も何らそう大した変わりはございません。

ただ、新しくできましたのが、丹後ふるさとづくりサポートクラブといったものが、新たに平成19年度に募られまして、20年度から事業展開をされるようであります。

あとは文化振興事業として、きょうまでのような丹後の短歌コンクール、それからツーデーマーチ、そして丹後ふるさとづくり研修事業、こういったものが主な柱でございます。

中でも皆さんもご存じの丹後天橋立ツーデーマーチに、この予算のほとんどを使ってしまうということでありまして、特別会計は1,369万8,000円の予算でありますが、そのうち875万円が丹後天橋立のツーデーマーチ事業に執行される予定でございます。

それから、申し遅れましたが、この一般会計の予算の分担でございますが、分担割合は人口割と均等割でございまして、人口割が70%、均等割が30%ということでございます。宮津市が来年度の予算では393万1,000円、京丹後市が883万8,000円、伊根町が172万9,000円、与謝野町は438万7,000円というような分担割合でございます。

それから昨年度、平成19年度の丹後短歌コンクールもたくさんのご応募があったようでございます。平成19年6月25日から10月31日まで、短歌の中に丹後地域の地名や山、川、名所などを詠み込むことで、ふるさと丹後のよさを再認識するものということでございますが、応募総数は、一般の部102名、小中学生の部424名というとこでございました。

ちなみに、優秀賞の中の一般の部の中から、与謝野町に該当する句といたしましては、「中世の 史書に記述 ありと聞く ふるさと雲岩 われにまぶしき」、それから「大江山 登りの鬼が 宿りいて 寝息すやすや 全山微風」、それから「妻の手を 借りてまでする 股覗き 天橋立 金婚の旅」というような、この地方の名所を歌ってあるのが、優秀賞に入っていました。

あと中学生、小学生の中にも、この地域を詠んだ大変優秀な短歌が入選をしています。

これを、このきょうまでの短歌コンクールの入賞作品をもとに、今度、丹後百人一首というの を新事業として取り組まれるということでございます。

以上で報告を終わります。

議 長(糸井満雄) 続きまして、私から宮津与謝消防組合、並びに京都府町村議会議長会、京都府後 期高齢者医療広域連合の報告をさせていただきます。

それでは、お手元に少しまとめてさせてもらったものを配布させていただいておりますけれど も、簡潔に報告を申し上げておきたいと思います。

まず、議長会の報告でございますが、1月16日、平成20年第1回議長会が開催されました。 内容につきましては、22日に定期総会が開催されます。それの議案の検討と確認でございま したので、内容的には省略をさせていただきます。

したがいまして、それを受けまして、2月22日、第58回の議長会の定期総会が京都の自治会館で開催をされました。

まず冒頭、表彰がありまして、京都府町村議長会の表彰として、議員歴11年以上の在籍者が立ちまして、7人の表彰がされました。そこに書いてありますように宇治田原町が3人、笠置町が3人、南山城村が1人でございます。

さらに、全国町村議会議長会表彰として、議会議員として27年以上在籍されました3人、大山崎町2人、宇治田原町が1人、それから議会議員として15年以上の在籍者に対して2人、笠置町さんが2人でございました。

そしてもう1つ、町村議会の広報全国コンクールがありまして、最優秀賞に南山城村の議会が 選ばれまして表彰を受けました。当与謝野町も出しましたけれども、残念ながら選に漏れました。 今後に期待をするところでございます。

さらに来賓として、小石原副知事、家元府会議長、そして町村会から与謝野町長、太田町長に

お越しいただきまして、町村会としてのごあいさつをいただいております。改めて御礼を申し上げたいと思います。

議事に入りまして、まず1点は、平成18年度の一般会計の歳入歳出決算でございました。 内容は省略させていただきますが、歳入合計が7,700万3,761円、歳出合計が 7,541万3,720円で、差引残額が159万41円でございました。

その中で、財政調整基金に109万41円を、19年度へ繰り越しに50万円を繰り越すこと に決定をいたしております。

さらに2番目に、平成20年度の一般会計予算が上程されまして、歳入歳出総額2,984万円でございます。

主な事項といたしまして、会費は19年度そのものを据え置きをしていこうということになりました。さらに、引き続き議会関連の図書を一括購入して、各町村に配布しようということで提案されまして、いずれも承認をされたところでございます。

さらに、道路財源に確保に関する決議が上程されまして、全会一致で決議をいたしました。 それから、最後に役員改選がございまして、これは任期満了に伴う役員改選でございますが、 会長に、京丹波町の議長の岡本勇氏、副会長に井手町の中坊陽氏、監事に私が選出されました。 引き続き役員として残ることになりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

以上が、議長会総会の報告でございます。

それから、次に2月27日に第1回の宮津与謝消防組合議会の定例会が開催をされました。

1つは、条例の制定でございます。内容的には、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定で、長期契約をする項目を拡大をしたという内容でございます。

それから、条例の一部改正がございました。これは防火予防条例の一部を改正する条例でございまして、防火予防を一層強めていくという内容の条例でございます。

それから、19年度の一般会計補正予算が上程されました。これは京都府市町村未来づくり交付金が515万8,000円交付されましたのに伴いまして、常備消防費などに充当をしていくということで提案されました。

それから、20年度の一般会計予算でございますが、歳入歳出総額が8億6,030万9,000円でございます。対前年4,259万7,000円、5.2%の増でございます。

特筆すべきは、歳入として負担金は新基準にて計上ということで、さきの全員協議会の中でご 説明がありました内容でもって計上がされております。

歳出につきましては、主な内容は皆さんご存じのように人件費が85%を占めておりまして、 その他、主な内容につきましては、緊急通信指令システムの部分更新で7,035万円でシステムの部分更新を図りたいというものでございます。

この緊急指令システムというのは、平成8年度導入で9年から稼働しておるもので、11年経過して今この部品と言いますか、これを更新する必要があるということのために、全面改修ということになりますと大変名ことになりますので、部分的に更新をして、将来の広域化を見据えた中での一部改修ということでやりたいということでございました。そういう内容で支出計上をされております。

いずれも全員賛成で、可決、決定をされておるところでございます。

一般質問は1件ございまして、これはライフラインの水道管の連結についての一般質問がございました。内容は省略をさせていただきます。

その他といたしまして、消防長の方から報告がございましたんですが、消防の広域化が今、国 の指針に基づきまして、5年を実施目途に計画、実施検討されておるというふうに報告がされて おりました。

1つは、京都府の指令共同化の組み合わせということで、京都府内を京都市を含めまして3ブロックに大体分けて指令共同化をやっていきたいということで、今検討がされておるようです。京都市が1つ、それから南ブロックとして8消防本部があるそうでございますが、1つが山城地域の南ブロック、北ブロックとして亀岡以北、6消防本部があるようでございますが、これを1つのエリアとして共同化を今検討中ということでございます。

あわせて消防本部のブロック化も検討されておりまして、北部はいわゆる亀岡中丹を1つのブロック、もう1つは福知山以北の2ブロックという案が、今いろいろと検討されておるようでございます。福知山以北で、ちょうど30万の国の基準に合うというふうなことで報告がされておりました。

なお参考までに、火災、救助、救援、救急の件数につきまして、そこに記載しておりますので、 ご参考にしていただきたいと思います。

以上が、消防組合の報告でございます。

それから、もう1点、3月1日に、京都府後期高齢者医療広域連合会の定例会が開催をされました。一昨日、1日の土曜日でございます。

提案されました内容につきましては、1つは、条例の制定が2件でございます。

1つは、財政調整基金条例の制定でございます。これは広域連合の財政の健全な運営に資するために、地方自治法及び地方財政法に基づきまして、財政調整基金を設置するという内容の条例でございます。

もう1つは、臨時特例基金条例の選定ということで、これは被扶養者であった被保険者に対する特例措置が設けられておるわけですけれども、この特例措置に必要な財源が、国から平成19年度予算で交付されることになったものでございます。したがいまして、そのために当該交付金の受け皿として、特定目的の基金を設置したいという条例の内容で、これは2年で失効ということでございます。22年3月31日でもって効力を失うという条例でございます。

それから、もう1つは条例の一部改正でございます。

1つは、職員定数条例の一部改正が上程されました。これは4月から、この後期高齢者医療が 実施に移されるわけでございますが、実施に移すに当たって4名を増員し、執行体制の充実を図 っていきたいということで、現行18名から22名の4名に増員したいという内容でございまし た。

もう1つの一部改正は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございまして、これは京都府から保険事業に要する経費のうち、保険料で負担する部分に対して補助金か7,865万円交付されることになったわけでございます。したがいまして、それに伴いまして保険料の改定をする必要が生じましたので、第8条、第9条の関係を一部改正をしていこうということでございます。

内容的には、均等割額が現行4万5,250円を4万5,110円に改定するということで 140円の減額。所得割額を100分の8.32%を8.29%に改定するということで、 0.03%を落とすということでございます。

ちなみに与謝野町に当てはめますと、均等割額が3万7,440円で今定められておりますが、これが3万7,320円に改定、120円の減額でございます。所得割額が100分の6.89が6.86%、すなわち0.03%の減ということになります。そういうことで、この一部改正について減額がされました。全平均で1人当たり230円の減額となるというふうに言われております。これが一部改正の内容でございます。

それから、平成19年度の一般会計補正予算が上程されました。総額6億3,977万 8,000円の補正でございます。

歳入は、被扶養者であった被保険者に係る国からの交付金、国府からの運営経費に係る補助金の計上をされてました。それから歳出は、国からの交付金は臨時特例基金へ、国府の補助金などは財政調整基金へそれぞれ積み立てるという内容でございます。

それから、平成20年度の一般会計予算。総額が1,011億5,566万8,000円でございます。

内容的には、歳入は市町村からの賦課金のほか、財政調整基金からの繰り入れでございます。 ちなみに、与謝野町の負担金は954万1,000円でございます。歳出につきましては、運営 経費や特別会計への繰出金でございます。

それから、平成20年度特別会計予算が上程されました。予算総額が2,275億6,800万6,000円でございます。

内容的には、歳入は加入者の保険料、政府管掌保険、国保等保険者から支援金、法定の国府の 負担金などでございます。歳出は、医療給付費でございます。いずれも、賛成多数で可決されま した。

なお、そこには書いておりませんが、2人の方から一般質問がございました。内容的には、今 後の方針、あるいは執行体制のあり方についての質問が出されたと記憶しております。

以上が、後期高齢者医療広域連合の報告でございます。

なお、この内容等につきましては、議長室の方に一式書類を備えておりますので、どうぞ見ていただきますようにお願いを申し上げたいと思っております。

以上、報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、町長からごあいさつがございますので、よろしくお願いしたいと思います。 太田町長。

町 長(太田貴美) 皆さんおはようございます。

3月に入り、暦の上では啓蟄を迎え、冬ごもりの虫が動きだす季節となりましたが、まだまだ寒い日々が続くことと存じます。皆様には風邪などには気をつけていただき、健康管理に十分ご留意いただきたいというふうに存じます。

昨日は野田川八ザードマップを活用し、洪水、土砂災害を想定した防災訓練を全町域で実施いたしました。議員の皆様、各区の区長様をはじめ多くの町民の皆様のご参加、ご協力をいただき、

防災意識の高揚と防災体制の強化を目的とした情報伝達、避難訓練等がスムーズに実施できましたことを厚くお礼を申し上げます。

ちなみに参加人数を申し上げますと、加悦地区 9 5 7 名、約 1 2 % でございます。岩滝は 3 2 8 名、5 %、野田川地区は 1 , 9 6 5 名、1 8 % で、合計 3 , 2 5 0 名、1 2 . 8 % の皆さん方のご参加をいただきました。ありがとうございました。

さて、本日、第15回平成20年3月与謝野町議会定例会を招集させていただきましたところ、 議員の皆様には、公私ともに大変ご多忙にもかかわりませずご参集賜りましたことを、心から厚 くお礼を申し上げます。

この3月定例会において上程いたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。 今回は、人事案件が2件、条例の制定及び改正が13件、公共施設の管理運営に係る指定管理 者の指定が4件、町道路線の認定、変更、廃止が3件、宮津与謝消防組合規約等の変更が2件、 平成19年度一般会計及び特別会計3月補正予算案等の案件が10件、平成20年度一般会計及 び特別会計予算案等の案件が13件、計47件の議案上程となります。

特に今定例会には、昨年に策定いたしました与謝野町総合計画、及び与謝野町行政改革大綱に基づき、私のマニフェストをも反映させつつ、平成20年度において実施する事業、施策を盛り込んだ、新町3年目となります一般会計及び特別会計予算等をご提案することとしており、ハード事業に関しましては、継続、懸案事業を中心に、道路整備事業や社会福祉施設の整備等を予算化し、ソフト事業におきましては、医療の充実、健診の無料化等の福祉施策の推進を行うこととしております。

総合計画に基づく、より具体的な事業、施策の内容につきましては、実施計画の中で明記することとしており、2月29日開催の与謝野町総合計画審議会においてご議論され、承認していただいたところであり、議員の皆様にも提示をさせていただいております。

総合計画は、平成20年度から平成24年度までの5年間を基本計画期間として、今回策定いたしました実施計画は、毎年度3カ年度を期間とするローリング方式で見直すこととしており、平成20年度から平成22年度までの3年間を、単年度ごとに事業内容、事業費、財源内訳を明示した内容となっております。

今後は、この実施計画に基づき、懸案事業や新規事業を遂行していくこととし、与謝野町のカラーを内外に出しつつ、新町の一体感の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、平成19年2月1日に、京都後期高齢者医療広域連合が発足し、平成19年度から本格的に、府内の各市町村とともに共同で準備を進めてまいりました後期高齢者医療制度が、平成20年度からスタートいたします。新医療制度の特別会計を新たに設置し、本格的な事業の運営を行うこととなり、現行の老人医療制度から新制度への円滑な移行に努めてまいりたいというふうに考えております。

加えて、与謝野町行政改革大綱に基づき、町の行財政改革を進めていくこととしており、私たち特別職を含む町職員においても、給与費の削減を断行することとし、給与及び特殊勤務手当等に関する条例の改正、それに伴う予算計上を行うとともに、職員の退職による新規採用についても最小限にとどめ、類似団体に見合う職員数に近づくよう、職員の資質向上とあわせて適正化を図ってまいりたいというふうに考えております。

予算書等の数字にはあらわれない事務改善等につきましても、日々の業務の効率化を図るとと もに、サービスの低下とならないよう普段の努力が大切であるというふうに思っております。

平成19年度一般会計及び特別会計3月補正予算案、並びに平成20年度一般会計及び特別会計予算案等の内容似つきましては、予算書及び概要資料等を配布しておりますので、後ほど詳細なご説明を申し上げます。

あわせまして、議員の皆様もご承知のことと存じますが、平成18年秋より与謝野町男女共同参画推進委員会において審議されてきました、与謝野町男女共同参画計画「男女(みんな)の和づくりプラン」が策定され、この2月5日に男女共同参画による新しいまちづくりに向けたビジョンが示されました。この計画をもとに、男女がともに個性豊かな人として、持てる能力を発揮し、生き生きと暮らすことのできる社会を築くため、行政として、できる限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、20年度は町の将来像の確立に向けました大きな第一歩が踏み出せるものと確信しているところであり、礎を築き、より豊かな町へと発展を願うものでございます。

今議会におきましても、議員の皆様の活発なご意見、ご議論をいただきますとともに、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、第15回平成20年3月与謝野町議会定例会開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

議 長(糸井満雄) 次に、日程第4 請願第1号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための 教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

野村議員。

1 番(野村生八) 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書について、その内容を報告をし、提案とさせていただきます。

まず、請願趣旨事項を朗読をいたします。

請願趣旨

未来を担う子どもたちに健やかな成長を誰もが心から願っています。

ところが、今日、子どもや教育をめぐる状況には大変厳しいものがあり、「子どもの多様化と 指導困難」「不登校」「学びからの逃避」「いじめ」「いじめによる自殺」などが大きな社会問 題となっています。

また、長引く不況と経済格差がくらしを直撃し、教育費の父母負担はますます重く、家計を圧 迫するようになっています。併せて、義務教育費の国庫負担見直しと共に自治体負担が増加する など、「教育費」の問題は、子どもたちのすこやかな成長を願う父母や教育関係者にとって、緊 急で切実な課題になっています。

国の施策の基本として、どの子にもゆきとどいた教育を保障するために、憲法第26条は、義 務教育無償の原則をうたっています。いま、この憲法の理念を守り、生かした、子どもたちの豊 かな教育を保障していく教育予算の増額、教育諸条件の充実の取り組みが強く求められています。

わたしたちは、与謝野町の子どもたちが次代を担うものとして大切にされ、どの子にも豊かな 教育が保障されることを願っています。そのために以下の請願事項を実現していただくようお願 いいたします。

請願事項

- 1 一人ひとりのこどもを大切にする教育の実現のため、町独自に30人学級の早期実現の ための措置をしてください。
- 2 教育条件の充実のため教育予算を増額し、教育費の保護者負担を軽減してください。
- 3 特別支援が必要なこどものための加配教員の充実とともに、町として教育相談や支援サポートができる体制や施設をつくってください。
- 4 校舎・体育館の耐震調査後の耐震改修を、早期に実現してください。 また、改修にあたっては、より豊かな教育施設が実現するよう学校改築を進めてください。
- 5 危険遊具の指定、撤去後の新たな遊具設置に早急に取り組んでください。

この請願書提出時で、568名の署名が添えられています。そして今、その署名は引き続き取り組まれていまして、700名を超えているというふうに聞いています。

この請願事項について若干、補足説明をさせていただきます。

1番目の30人学級の早期実現ですが、前回も申しましたように、京都府においては新たに30人学級を進めていくという新たな方針が打ち出されました。そして20年度の予算についても、それを実現するための予算の確保も一定始まっているというふうに聞いています。

そういう状況にかんがみ、ぜひ、とりわけ当町の40人に近い学級が、20年度残されていくという見通しがあるようですので、すべて全部というとこまでいかなくても、少なくともそういうクラスについては、ぜひ早急にそういう30人学級のための措置をしてほしいという、そういう内容だというふうに聞いています。

2つ目については、先ほどありましたように教育費、義務教育については無償というのが憲法の精神です。現在の格差社会、とりわけ若者の中でのこの低い所得のもと、教育についてのしっかりとした保障を、なかなかしにくい保護者が大変ふえている。このことに大変危惧をされていて、今まで以上に保護者負担削減が、教育条件を充実するためには必要だというふうな趣旨だというふうに聞いています。

3つ目には、特別支援教育が始まり、障害を持った子も一緒に教育をするということになって、そういう意味では加配、特別支援教員の配置、このことが大変大事になってきています。町でも 19年度補正予算で対応もしながら、充実をしていただいておりますが、まだ足りないのではないかという、そういう思いからの内容だというふうに聞いています。

あわせて、そういう方々の教師や保母を含めた相談体制やフリースクールなど、どうしても学校だけでも困難な事態も生まれている。そういう現状に合わせた、全体として町としてサポートができる体制に、引き続き努力をしていっていただきたいという内容だと聞いています。

4番目の耐震改修等々については、町では積極的に耐震診断や耐震改修をする、そういう計画が示されています。そういう中でこの耐震改修をする、その機会にぜひとも今まで課題になっていた校舎の問題を、一緒に改修できるような取り組みをしていただきたい。

例えばバリアフリーとかトイレが3階にない、こういう問題や、そして明るさ、いわゆる照度の問題、いろんな課題がそれぞれの校舎にはあって、残っている問題があったというふうに思います。

子供たちが使いやすい、そういう学校施設になるような、その改修も含めた改築を進めてほしいという内容だというふうに聞いています。

最後、5番目には危険遊具の問題ですが、町ではこの議会でも指摘があり、早速、危険遊具の 撤去をしていただきました。それにかわる遊具が、まだ実現していないということで、とりわけ 授業に必要な遊具については直ちに設置をしてほしい、こういう要望だと聞いています。

例えば鉄棒なんかは、もうまさにそうだと思いますが、当初予算でぜひつけていただいて、20年度中ということでなくて、直ちにそれが使えるようになるような、そういう早急な取り組みを、ぜひお願いしたいという内容だというふうに聞いています。

以上、簡単でございますが、紹介議員としての内容の説明とさせていただきます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) それでは、これにて質疑を終結します。 紹介議員の野村議員、どうぞ自席に帰ってください。 お諮りします。

本請願は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。 ここでちょうど1時間ぐらいになりましたので、一遍休憩をとりたいと思います。 それでは、45分まで休憩をします。それでは休憩をします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時45分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第5 議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第6 議案第9号 人権擁護委員候補者の推進について、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第8号及び議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご 説明を申し上げます。

議案第8号は、現在、委員をお世話になっております松本正則氏の任期が、平成20年6月30日をもって満了となるため、同氏を引き続き推薦いたしたく、また、議案第9号は、現在、委員をお世話になっております長島美代乃氏の任期も、平成20年6月30日をもって満了となるため、新たに足立英子氏を、その後任の候補者として推薦いたしたくご提案申し上げるものでございます。

両名とも人格高潔で、最適任者でございます。法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、6月 議会で審議していただくことでは間に合わないということから、今議会に提案させていただいた ものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきます、ようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより議案第8号及び議案第9号について、一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適任者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 人権擁護委員候補者の推進については、原案の候補者を最適任者として 推薦することに決定しました。

次に、議案第9号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適任者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 人権擁護委員候補者の推進については、原案の候補者を最適任者として 推薦することに決定しました。

議 長(糸井満雄) 次に、日程第7 議案第10号 与謝野町後期高齢者医療条例の制定についてを 議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第10号、与謝野町後期高齢者医療条例の制定について、提案理由のご説明 を申し上げます。

平成20年4月から現行の老人保健制度にかわり、新しい医療制度として後期高齢者医療制度 が開始されることとなります。

そこで、高齢者の医療の確保に関する法律、及び京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定める事項のほか、この条例の制定により、与謝野町が行う後期高齢者医療の 事務について必要な事項を定めるため、このようにご提案申し上げるものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、 ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) それでは、今町長から提案をさせていただきました後期高齢者医療条例の制定に つきまして、詳細説明を申し上げたいというように思います。 概要につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。京都府広域連合議会におきまして、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が、平成19年12月 1日の議会でよって可決されました。このことによりまして、それぞれの市町村で行うことを条例で明記するものでございます。京都府下市町村、ほぼ同じ条例を提案するものでございます。

議員の皆さんには大変遅くなっておりましたけれども、きょうお手元の方に、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例をお渡ししておりますので、それを参考にしていただきたいというように思います。

それでは説明をさせていただきますけれども、説明につきましては、議案書の4ページをお開きください。

まず、第1条に規定をしております趣旨なんですけれども、この趣旨といたしましては、与謝 野町として行わなくてはならない事務的なことを、これを条例で明文化したものでございます。

次に、2条で、町において行う事務というのを規定しておりまして、8号からなっております。 まず、順に説明をさせていただきますと、まず1号では、葬祭費の支給に係る申請書の受け付 けということであります。この葬祭費につきましては、広域連合では5万円ということに決まっ てございますので、これの受付事務を行うということを規定しております。

第2号につきましては、保険料の額に係る通知書の引き渡しということでございます。

3号では、保険料の徴収猶予に係る申請書の提出を受け付けるというものでございます。

4号では、保険料の徴収猶予の申請に係る、この京都府後期高齢者医療広域連合が行う処分に 係る通知書を、本人さんの方にお渡しするというものでございます。

5号につきましては、保険料の減免に係る申請書の提出の受け付け、そして6号では、この減免の決定されたものについてを、本人さんにお渡しするというものになっております。

7号では、この申請書の受付業務なり、申請書の提出を受け付けるというものでございます。

8号には、この事務に付随する事務を行うということになっております。

これが、この町で行う事務ということで、規定をされております。

次に、5ページをごらんください。このページの一番上に、保険料を徴収すべき被保険者というのが規定されております。3条には、保険料の徴収は市町村が行うということになっておりまして、その被保険者として対象者を明記をいたしております。1号から4号までありまして、1号には、町に住所を有する被保険者等々、この3条でうたっております。

次に、4条なんですけども、普通徴収に係る保険料の納期を規定いたしております。ほとんどの方につきましては、保険料については年金でいただくという特別徴収の方法によりまして、保険料を納付いただくわけなんですけども、年金のない方でありますとか、年金額が少ない方については、普通徴収でいただくということで、この普通徴収による納期を決めております。

国民健康保険では、6月から翌年の3月までの10期の徴収で10期徴収をさせていただいておりますけれども、この後期高齢者医療制度では高齢者の課税データのやりとりでありますとか、また、保険料の決定通知というのが、国保連合会から町の方が受けて、そして本人さんにお渡しするというようなことから、かなり時間がかかるというようなことがございますので、大体の市町村が、この納期は7月から翌年3月までの9期徴収ということで、徴収をさせていただくように規定をさせていただいております。

続きまして、5ページの一番下から6ページにかけてなんですけども、この3項の中では保険料の督促手数料の金額というのを規定させていただいております。これは1通につき100円ということを規定いたしております。

続きまして、6条につきましては延滞金について、当該納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じて14.6%などということで、1カ月たっていない場合については7.3%等と規定されておりますが、こういった率でもって延滞料をいただくということを規定いたしております。次、7条につきましては、条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めるということにしております。

次に、4章の罰則規定でございます。

この8条では、正当な理由がなくて文書、その他の物件の提出、もしくは提示を命じられても、 これに従わず、また、職員の質問に対して答弁をしないとか、虚偽の答弁をした場合については、 10万円以下の科料に処するということを規定しております。

また、9条には、偽りその他の不正行為により保険料などの徴収を逃れた者に対しまして、その徴収を逃れた金額の5倍に相当する金額を、科料として処するというようなことを規定いたしております。

10条には、さきに説明しました科料の額は、その情状によりまして町長が定めることとしておりまして、納期限についても規定をいたしております。

最後に、7ページの附則についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するということになっております。 次に、2番目に、納期の特例を規定いたしております。

ご承知のとおり社会保険の被扶養者であった方につきましては、制度開始の4月から9月までは保険料を払ってもらわなくてもいいということになっておりまして、また、10月から翌年3月までについては、本来納めていただく保険料の均等割の10分の1相当額を支払っていただくということになります。そういった方に対する特例として、その方々については納期限が10月1日から3月31日までの6期というようになっております。

以上、大変簡単なんですけれども、条例についての説明とさせていただきます。

なお、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の内容につきましては、昨年11月27日に全員協議会の中で議員の皆さん方にお配りしております、第1回京都府後期高齢者医療協議会資料と、そして、第2回の京都府後期高齢者医療協議会の資料をお渡しをしておりますので、きょうお配りしております条例については、大体その中に網羅されておるというようなことがございますので、いま一度その資料を参考にしていただきたいというように思います。

最後に、この後期高齢者医療制度につきましては、京都府下統一した考え方で事務を行わなく てはならないということでありますので、取り扱いのマニュアルを早急にそれぞれの市町村に交 付するように申し入れをしておりますけれども、現在のところまだ来ておりません。

しかし、町民の方々に対する対応のほとんどが、先ほど申し上げましたように町が最前線で行わなくてはならないということになっております。対応や相談につきましては、役場の職員が誠心誠意、対応してまいりたいというように思っておりますので、ご理解いただきたいというように思います。

以上、大変長い説明となりましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案については、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第11号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与 謝野町教育委員会委員長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを 議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第11号、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、昨年決定いたしました行政改革大綱に基づき、職員の給与費 削減策の一環として、町長、副町長及び教育長の給料について、期末手当の算定の基礎となる給 料の月額については現行のまま据え置くものの、毎月の給料の月額を一律5%カットするために 必要な規定を、それぞれの条例の附則に新たに加えることが主な内容でございます。

ご案内のとおりこの行政改革大綱では、平成20年度からの5年間に、総額20億円もの歳出 削減を行うこととなっておりまして、特に職員定数の削減とともに、職員給与の抑制を具体的な 検討課題として示されておりますので、今回の改正は、まず私たち特別職の職員が率先して給与 費の削減を行うこととして、このようにご提案を申し上げた次第でございます。

これらの改正によります削減効果につきましては、およそ100万円を見込んでおります。また、この後ご提案を申し上げます職員の給与に関する条例と、特殊勤務手当に関する条例の一部改正、また、職員の退職に伴う不補充による効果を合わせますと、平成19年度の当初予算との比較では、およそ総額1億3,300万円の削減効果を見込んでおります。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 私は先ほど与謝野町教育長委員長と申し上げましたが、誤りでございました。与 謝野町教育長の給与でございました。おわびして訂正をいたします。

本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第12号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題 とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第12号、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由 のご説明を申し上げます。

今回の与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、昨年、与謝野町として策定しました行政改革大綱に基づき、職員の給与費削減策の一環として、また、平成20年度の時限措置として、職員の給料を一律3%カットするために必要な規定を、条例の附則に加えることが主な内容でございます。

今回の改正は、職員組合からの同意を得るには至っていないものの、歳出の徹底した削減とと

もに職員数の削減を図る中で、職員にも応分の痛みをお願いすることは避けては通れないものと 判断し、このようにご提案を申し上げた次第でございます。

以上のほか、この改正案の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご 審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) ただいま町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き、与謝野町職員の 給与に関する条例の一部改正について、その概要をご説明申し上げます。

議案資料の7ページをお開きください。与謝野町職員の給与に関する条例新旧対照表と題する 資料でございます。

この中で条例の附則に、新たに第15項として、平成20年4月1日から1年間、この条例の第3条から第6条までの給料に関する規定と、平成19年7月から改正いたしました給与構造の見直しの際に導入されました、減給保障の規定による額に3%を掛けた額をカットすることとしておりますが、期末勤勉手当の算出の際には、この一律カット前の給料の月額で計算した額としております。

この措置によりまして、期末勤勉手当については現在の給与月額といたしますが、毎月の給与 と、この給料を計算の基礎とします時間外勤務手当、休日勤務手当などの諸手当については、こ の減額後の給料で計算して支給することとしております。

なお、以上のほか、管理職手当につきましても、一律20%のカットを実施することといたしておりますが、管理職手当の支給律につきましては、規則に委任されておりますので、この条例 改正案には規定をされておりません。

この議案には、ほかに議案資料の3ページに、「近隣市町における給与抑制等の状況」と題する資料もつけておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。 よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第13号 与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第13号、与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、 提案理由のご説明を申し上げます。

今回の与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、昨年、与謝野町 として策定しました行政改革大綱に基づき、職員の給与費削減策の一環として特殊勤務手当制度 全般にわたる見直しを実施することとしております。

今回の改正は、先ほどの職員の給与に関する条例の一部改正でも申し上げましたように、職員組合からの同意を得るには至ってないものの、歳出の徹底した削減とともに職員数の削減を図る中で、職員にも応分の痛みをお願いすることは避けては通れないものと判断し、このようにご提案を申し上げた次第でございます。

具体的に改正の内容は、この後、担当課長から説明させますが、特殊勤務手当制度本来の支給の要件であります著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務として、これらの要件に照らして見直しを行い、真に必要な業務に限って支給することに改めようとするものでございます。

以上のほか条例改正の詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) ただいま町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き、与謝野町職員の 特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、その詳細をご説明申し上げます。

本議案の資料は8ページからでございますが、11ページの「近隣市町における特殊勤務手当の状況」と題する資料をお開きください。

この資料の中で、左から順番に特殊勤務手当の種類、与謝野町の現行の額、今回の改正案とともに、近隣市町の状況を掲げておりますが、今回の改正は先ほどの町長の説明にもありましたように、特殊勤務手当制度の本来の支給要件であります、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務として、真に必要な業務に限って支給することに改めようとするものでございます。

具体的に廃止を予定しております手当として、現在、税務課職員に対して支給しております徴税事務、社会福祉業務に従事する職員で精神病者を護送した場合、次に、保健診療所の関係では X線照射、医師の往診、看護や薬剤業務、また、感染症の防疫作業、それにし尿処理と火葬場で の事務。それから前後いたしますが、それからし尿の手数料の徴収に係る手当、動物の死骸処理 に従事する職員に対する特殊勤務手当について、廃止することとしております。

以上、与謝野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。 よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第14号 与謝野町特別会計条例の一部改正についてを議題とします。 提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第14号、与謝野町特別会計条例の一部改正について、提案理由のご説明を 申し上げます。

本条例改正は、平成20年4月1日から新たに後期高齢者医療の経理を開始するために、後期 高齢者医療特別会計を追加するものでございます。

条例を改正することについては、地方自治法第96条の規定により、議会議決を経て定めることとされておりますので、議会に提案し承認を求めるものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第15号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と します。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第15号、与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由のご

説明を申し上げます。

この条例改正は、健康保険法等の一部改正する法律、及び国民健康保険法施行令が平成20年4月1日から施行されることに伴い、関係する条文について所要の改正を行うものでございます。まず、1点目は、国保税の納付方法について、原則65歳以上の高齢者だけの世帯の場合に限り、年金から天引きによる特別徴収をさせていただくというもので、本年10月から実施していく予定であります。

次に、2点目は、国保税の賦課基準について今の医療分、介護分に加えて、後期高齢者医療支援分を追加するというものでございます。これは後期高齢者医療制度が創設されたことに伴って、若い世代の各医療保険者から支援金を拠出することとなったためでございます。これにより賦課限度額の見直しや、従来の保険税率を変更させていただきたいと考えております。

なお、今回の改正税率につきましては、予算上の医療給付等の支払ができるように、補助金等の特定財源を除いた後の国保税で賄う必要がある金額を確保するために、必要な税率として仮算定したものであります。

特に20年度は、制度改正初年度ということもあり、新たな交付金や負担金等の見積もりが極めて困難ということもありますので、新年度に入ってから前年度の所得の申告と、実際に数値が固まってきた段階で、再度、調整させていただく必要が生じるのではないかというふうに考えております。こうした場合には、6月の時点で税率改定をお願いすることになるというふうに思いますので、お含みいただいて、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

特に合併からこの2年間は、税率を引き上げずに基金の取り崩しで対応していますが、国保運営上の適正な基金残高という点ではぎりぎり、もしくは若干不足するような事態になっておりますので、どうしても今回は見直しをさせていただかなければならないものと考えております。

次に、3点目としましては、後期高齢者医療制度の導入によって国保資格が失われ、国保税の 軽減基準から外れている場合が想定されますが、こうした状況をいわば既存権として確保しなが ら、資格喪失となっても今後5年間は、引き続いて資格があるものとみなすといった激変緩和措 置が講じられるものであります。

さらには低所得者への税軽減措置の中で、これまでは申請によって軽減してきましたいわゆる 2割軽減を、申請しなくても軽減できるようにするというものでございます。

以上のほか詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、 ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) それでは国保税条例の改正につきまして、詳細説明を申し上げたいというように 思います。

概要につきましては、今町長が説明したとおりでございます。私の方からは説明といたしまして、この議案資料に基づきまして説明をさせていただきますけれども、この資料の13ページから29ページにかけまして、新旧対照表をつけております。このように大変たくさんありますので、30ページにこの要点をまとめておりますので、この30ページの資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、この一番上の1番目なんですけども、平成20年10月から65歳以上の高齢者のみで

構成される世帯に係る国保税を、年金天引きにより特別徴収するということが書いてございますけども、もう少し詳しく申し上げますと、これは65歳以上で、国保の場合ですので75歳未満ということで、後期高齢者の方はもう含まないということで、とりあえず65歳から74歳の方だけで国保に加入されている世帯の方について、ことしの10月から年金天引きをさせていただくというものでございます。

本来は普通徴収なりでいただいとったんですけども、この65歳以上74歳の方であっても、 年金をお受け取りになられてるというような観点がございますので、こういった世帯については、 その範囲の中の世帯主さんに課税させていただいて、そして世帯主さんの年金から保険料をいた だくと、このような方法で改正をさせていただくというものでございます。

次に、2番目なんですけども、第2条の国保税の賦課基準の追加ということで、先ほど町長が申し上げておりましたけれども、国保税につきましては従来、医療分と介護分の2本立てで課税をさせていただいてたわけなんですけども、今回、新たに後期高齢者支援金が発生してきますので、それを追加させていただきまして、この追加によりまして医療分、介護分、そして後期高齢者支援分の3本立てで、国民健康保険税を課税させていただくということになります。

この2の の中に、この改正にあわせて各賦課基準の限度額を変更、追加ということがございます。医療分につきましては、現在、最高限度額なんですけども、56万円を47万円に引き下げをいたします。そのかわりに後期高齢者支援金分として今までゼロであったものが、12万円を限度額とさせていただく。そして介護分といたしましては、現在の限度額が9万円ということでございますので9万円いただくと、このようになってきます。

したがいまして、この3つなり2つ、今までの最高賦課限度額といいますのが65万円であったものが、今回の改正によりまして68万円、所得の高い方については3万円余分にご負担をいただくというような改正になっております。

次に、3番目の国保税率の改正でございます。

まず、 の医療分につきましては、ここに明記しておりますので所得割額につきましては、6.2%から4.8%に引き下げをします。資産割は27.8%から25.7%に、均等割は2万900円から1万9,800円に、平等割は1万9,700円から1万7,400円にそれぞれ引き下げをいたします。

2番目の後期高齢者支援金分につきましては、先ほど言いましたように新たに賦課をさせていただく項目でございまして、所得割1.8%、資産割9.1%、均等割7,100円、そして平等割が4,200円を課税させていただくことになります。

番目の介護納付金につきましては、ここに書いてございますように、現行の率を若干引き上げさせていただくというような改正でございます。

この保険料につきましては、平成20年度に必要な医療費でありますとか高齢者支援金、そして介護納付金として納めていかなければならない経費に対しまして、国庫金でありますとか府補助金、そして町からの一定ルールに基づいた繰入金を除いた残りの分についてを、保険税として課税をさせていただくということで算定をいたしております。しかしながら、平成20年度においては、国保に加入いただいておりました75歳以上の高齢者の方がすべて国民健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度に変られるというようなことやら、こういった大きな改正がある中で

あって今回提案をさせていただいておりますので、現在申告を受け付けておりますけれども、申告等の数値が固まった段階で一度計算をさせていただいて、そして当初予算で計上させていただいております予算額と大きく乖離するような場合につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、税率の見直しをさせていただく場合がございますので、そのあたりよろしくお願いいたします。

最後に、4番目なんですけども、後期高齢者の創設によりまして激変緩和措置について、説明 をさせていただきます。

まず、 なんですけれども、75歳以上の国保加入の方につきましては、先ほど言いましたように4月から高齢者医療制度に変っていかれます。今、5割軽減でありますとか2割軽減につきましては、その加入していただいてる世帯員さんによって、軽減させていただく課税の限度額が変わってまいります。しかしながら、75歳以上になって後期高齢者医療制度の方に変っていかれますと、この国保としての世帯員が減ってきます。減ってきたらその減った人数で賦課限度額が、今までは人数が多かったから高いところまで減額を受けられたんですけども、人数が減ることによって軽減を受けられる額が低くなってきます。

このように人数が減ることによって、軽減が受けられる所得金額が落ちてくるというようなことがございますので、後期高齢者に行かれたことによってこういうことにならないように、同じように今まで後期高齢者に行かれた方も、軽減を受ける上で人数がおられたという高い金額でもって、その範囲内は軽減を受けられるというようなことを規定いたしたものでございます。

最後に、 なんですけども、後期高齢者医療制度への移行により、単身世帯となる世帯割の半額を軽減するというものでございます。今見ていただいている資料のちょっとあちこちいたしますけれども、新旧対照表がございますけれども、この14ページの右側の枠の中の下から9行目あたりに、国民健康保険の被保険者に係る世帯平等割額というのが書いてございまして、その下に第5条の2というとこがあります。

その1号の中に、特定世帯というのがございます。この特定世帯というのが、今回、軽減をさせていただくということになりますが、簡単に言いますと、今まで50歳の方と74歳の方と2人その世帯におられました。そして1人が後期高齢者によってポッと変わられることによって、国保としては単身世帯になったような場合があります。この方について、この世帯割を半額に減額するというものでございます。

なぜかと言いますと、これは基本的な考え方としまして、国保でも世帯割をいただき、後期高齢者に行かれた方につきましても、所得割と均等割と後期高齢者では払われるんですけども、こ均等割の中には一定、この世帯にかかる相当分の金額も入ってますよという感覚から二重に、国保の方も世帯割を払い、後期高齢者に行かれた方についても世帯割を払うというようなことがありますので、こういった軽減を図るという意味から、国保の分の方についての均等割を半額にするという、こういう制度改正です。

これについても一律に、2分1にとかいうことに落ちるんでなしに、変られたときからの月割りで、変更させていただくというように改正をさせていただくというものでございます。先ほど言いましたこの2点については、激変緩和措置で保険者の方については、有利な制度として規定をいたしております。

以上、条例上につきましては、先ほどから申し上げておりますように、大変多くの項目を改正させていただいておりますが、この要点につきましては、先ほど説明しました30ページの要点で整理しましたものが、もうほとんどでございますので、ページとしては新旧対照表で本当に多くのページが載っておりますけれども、この概要についての要点に基づいて、改正されるというものでございます。

大変長々と説明させていただきましたけれども、よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第16号 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正についてを 議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第16号、与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、昨年12月に学校教育法の一部改正が行われ、その中で学校の規定順が変更され、今までの小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園という順が、発達段階に合わせて幼稚園が最初に規定され、続いて小学校、中学校、高等学校、大学という順になりました。

この法律改正に伴い幼稚園は、学校教育法第77条及び第78条において規定されておりましたものが、第22条及び第23条に条番号が変更されましたので、本条例におきましても関係部分の条番号の一部改正を行うものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第17号 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部 改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第17号、与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部改正に ついて、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、先ほどの議案第16号の与謝野町幼稚園設置条例でもご説明申し上げましたように、学校教育法の一部改正に伴って条番号に変更が生じましたので、この条例の第2条第3号において、大学院について規定しております現行の学校教育法第62条を第97条に変更しようとするものでございます。

ちなみに、この学校教育法が昨年12月26日に施行されております関係で、この条例の附則 において、適用日を同日からと定めるものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第18号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第18号、与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、提 案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、平成20年4月1日から現行の老人保健法が後期高齢者医療制度に改変されることに伴い、現行の条例において老人保健法を根拠とする条文に変更が必要となってものでございます。

また、高齢者の自己負担の見直しや医療費の適正化が求められる中で、18歳から20歳までの大学生等にかかる医療費の自己負担についても見直すこととしたものでございます。

以上のほか詳細につきまして、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご 承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議 長(糸井満雄) 佐賀保健課長。
- 保健課長(佐賀義之) それでは福祉医療の支給に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

説明させていただきますのは、資料の33ページをお開きください。33ページに新旧対照表をつけております。

まず、第2条の改正でございますけれども、先ほど町長の説明にもございましたように、老人 保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことによりまして、該当部分を改正する ものでございます。

次に、3号の改正について報告をさせていただきます。

高齢者の自己負担の見直しや医療費の適正化が求められております中で、母子、父子の福祉医療の対象につきましても、18歳を超え20歳までの大学生と専門学生について、今回見直しをさせていただくということでございます。

ご承知のとおり京都府の母子の制度につきましては、支援時も18歳以下ということにしておりますけれども、与謝野町では町の制度としまして、父子の方でありますとか、また、18歳を超え20歳までの大学生、盲学校、聾学校、専修学校の方に対し医療費を助成をさせていただいておりますが、今回、18歳を超え20歳までの大学生の専修学生につきましては、福祉医療の対象外として見直させていただくものでございます。

ただし、盲学校でありますとか聾学校に在学される場合につきましては、今までどおり福祉医療の対象とさせていただきます。

以上、ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第19号 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第19号、与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正について、提 案理由のご説明を申し上げます。 この条例改正は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改変され、平成20年4月から施行されるに伴い、現行の条例において老人保健法を根拠としております条文について変更が必要となったことから、所要の改正を行うものでございますが、老人医療費の支給自体に影響するものではございません。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第20号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第20号、与謝野町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が、平成20年4月1日から施行される に伴い、関係する条文について所要の改正を行うものでございます。

まず1点目は、医療機関での窓口負担について、3歳未満は2割負担としていましたが、これを小学校就学前までに拡大し、70歳以上の高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げるというものでございます。この高齢者の窓口負担の引き上げは、国の予算措置によって1年間は制度を凍結する予定でございます。

次に、2点目ですが、任意給付の葬祭費について、現在は1万7,000円を支給しておりますが、後期高齢者医療制度との整合性を図ることから、これを5万円に引き上げることとしております。

次に、3点目は、平成20年度から始まる特定健康診査、特定保健指導について、保健事業の中に明記させていただくものでございます。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただき ますようお願い申し上げます。

- 議 長(糸井満雄) 佐賀保健課長。
- 保健課長(佐賀義之) それでは国保条例の一部改正につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案資料の35ページから37ページにわたりまして、新旧対照表をつけておりますけれども、38ページに改正の要点をつけておりますので、この資料に基づきまして説明をさせていただきたいというように思います。

まず、1番目の でございますけれども、現在3歳未満の方に対する国保での負担金というの は、負担率につきましては2割ということでありますけれども、この年齢を小学校就学前まで引き上げるということで、この3割負担だったのを2割負担ということに改正をさせていただきます。

しかしながら与謝野町では、もう既に中学校まで医療費の助成を行っておりますので、今回の 改正によりまして、この負担金が上がったり下がったりするというものではございません。

次に、 に70歳以上75歳未満の方につきましては、一定所得の方を除いて一部負担金は 1割であったものを、今回の改正によりまして2割に引き上げるものでございます。ただし、こ の方に対する引き上げにつきましては、国の財政措置によりまして、平成21年3月31日までの1年間、凍結されることになります。したがいまして、本人の負担はこれまでどおり1割負担で診療を受けていただくということに変わりはございません。

しかし、この1割の減額については、先ほど言いましたように国の財政措置により補てんされるというものでございまして、町条例の中で1割にするということはうたっておりません。これは本来、2割いただくということになって、国の方が1割分を補てんするというイメージになっております。

したがいまして、町の方の国保が支払うお金といいますのは、前は1割の負担金を除いた9割相当分を請求があったわけなんですが、4月からについては本人の負担が1割分と、国の助成金1割分とを除いた8割相当分が、町の国保に請求されるということで、国保会計としては若干楽になってくると、このようなことになります。

次に、2番目の葬祭費の改正でございます。葬祭費につきましては、現在1万7,000円を支払っておりますが、これの金額については、京都府下で一番低い金額で、さらには、ことしの4月から始まる後期高齢者医療制度においては5万円ということに決まりましたので、そういったことの整合性を図る意味から、葬祭費についても5万円に引き上げるというものでございます。次に、3番目の特定健康診査、特定保健指導の実施ということでございますけれども、新しく国民健康保険でこの特定健診等を実施していかなければなりませんので、そういったことを条例上きちっと規定するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第21号 与謝野町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正に ついてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第21号、与謝野町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、 提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年度から平成20年度を計画期間とする、第3期介護保険事業計画の第1号被保険者の介護保険料については、平成17年度の税制改正の影響を受けて介護保険料が大幅に上昇する被保険者に対し、平成18年度及び平成19年度の2年間について、激変緩和措置を講じてきたところでございますが、介護保険法施行令等の一部改正する政令が公布され、平成20年度も市町村の判断で継続することができることになりましたので、当町でも引き続き激変緩和措置を実施するため、条例の一部を改正を行うものでございます。

条例の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) 町長から条例改正の趣旨説明がございましたので、改正案の詳細につきましてご 説明申し上げます。 議案資料の39ページの新旧対照表をお開きください。

平成17年度の地方税法の改正により、65歳以上の老年者の非課税限度額が廃止されたことに伴いまして、町民税の非課税世帯から課税世帯に、あるいは本人に町民税が課税されることになったため、介護保険料が大幅に上昇する被保険者に対し、附則の第3条で、平成18年度及び19年度における保険料率の特例を規定し、激変緩和措置を講じてきましたが、これを平成20年度まで延長し、附則の第3条第3項として、19年度と同額の保険料に据え置く条文を追加するものでございます。

次に、議案資料の41ページをお開きください。

この資料は平成18年度から20年度の所得段階区分別の介護保険料でございまして、改正前は税制改正により所得段階が第4段階、または第5段階に上昇する被保険者につきまして、激変緩和措置として税制改正が行われていなかったとした場合の所得段階の保険料との差額について、18年度は3分の2を、19年度は3分の1を減額し、20年度で本来の保険料を納付していただくことにしておりましたが、引き続き20年度も差額の3分の1を減額しますので、改正後の20年度保険料は第1段階から第7段階まで、すべて19年度の保険料と同じ額になります。

激変緩和措置の対象者は、第1号被保険者の13.7%、962名でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第22号 与謝野町一般廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議 題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第22号、与謝野町一般廃棄物処理施設条例の一部改正について、提案理由 のご説明を申し上げます。

町内から排出されます資源ごみにつきましては、旧3町に分散していました集積所を、作業効率向上を目的として、合併と同時に旧与謝クリーンセンター跡地1カ所にまとめて、露天にて保管していました。合併と同時にストックヤードを建設する必要があったわけですが、国庫補助金の交付の前添えとなる循環型社会形成推進計画の策定に時間がかかることから、1年遅れの平成19年度で整備することで、地元明石区の皆様にもご理解をいただいているところでございます。本年2月末をもって施設が完成したことから、条例名を「与謝野町一般廃棄物処理施設条例」から「与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例」に改正した上で、今回新設しましたストックヤード、瓶保管ヤード各1棟と、旧与謝クリーンセンターの事務所でありました建物1棟を管理棟として、この条例に追加するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第23号 与謝野町障害者グループホーム・ケアホームの指定管理者の指定についてから、日程第23 議案第26号 大内峠一字観公園の指定管理者の指定についてまで、以上、4件を一括議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定に つきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第23号は、与謝野町障害者グループホーム、ケアホームの管理運営を行う指定管理者として、非公募により社会福祉法人よさのうみ福祉会、理事長、廣瀬公二を指定するため、議案第24号は、与謝野町障害者就労継続支援施設の管理運営を行う指定管理者として、非公募により、社会福祉法人よさのうみ福祉会、理事長、廣瀬公二を指定するため、また、議案第25号は、与謝野町地域農産物等活用型交流施設の管理運営を行う指定管理者として、非公募により社会福祉法人よさのうみ福祉会、理事長、廣瀬公二を指定するため、議案第26号は、大内峠一字観公園の指定管理者の管理運営を行う指定管理者として、非公募により大内峠一字観公園管理運営委員会、委員長、堀口達郎を指定するため、ご提案申し上げるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第27号 与謝野町道路線の認定についてを議題とします。 提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第27号、与謝野町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げま す。

認定します路線につきましては、旧町時代に民間宅造業者から寄附を受けている路線、町の分譲宅地造成工事に伴い整備を予定している路線、及び町の道路改良工事によりバイパス区間ができたことにより認定漏れとなっていた旧道部分の路線について、認定をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(糸井満雄) 山﨑建設課長。
- 建設課長(山﨑信之) 町道路線の認定について、町長の提案理由につきまして、その詳細について説明 をさせていただきます。

町道の認定につきましては、新町になりますまでに合併協議の中で、新たな路線の認定についてということで一定基準を設けております。それにつきましては、通り抜けができる道路につきましては、幅員を4メートル以上確保すること。それから、通り抜けができない道路については、いわゆる行き止まりの道路については、幅員は6メートル以上確保していただく。あるいは行き止まり部分に、直径8メートルのいわゆるUターンゾーンを設置していただくということを条件に、町道認定をするという基準を定めました。

しかしながら、合併以前の旧町時代には、それぞれの町で認定基準が一定まとまっておりませんでしたので、新町における新たな町道認定については基準を設定しましたが、旧町時代の路線認定に、3町域でそれぞれ別の考え方がありましたので、それがちょっと中途でとどまっとる部分があります。今回それを精査しまして、新たな町道として認定し、道路台帳をこの際整理したいという思いで提案をさせていただいております。

先ほど町長が言いましたように、20本認定があるわけですが、そのうち議案資料を見ていた

だきますと、議案資料でいいますと51ページから20路線についての認定をお願いしたいということです。このうち51ページには図面番号1の堂谷1号線というのがありますが、それから63ページ、図面番号13の、これは三河内地域の32号線という線まで13本につきましては、旧野田川地域で、いわゆる民間の宅造業者から道路敷地として寄附を受けたものの、管理については当事者でやっていただくという形で、いわゆる寄附を受けただけと、町道の認定はしてないという路線がありました。しかしながら、実際的にはもう除雪にも入っておりますし、あるいは側溝等の補修についても区等の要望があり、補修している部分もあるということがありますので、この際この13路線については、新町の町道路線として認定をして道路台帳に上げ、しっかりした整備、管理をしていきたいという思いであります。

旧町の野田川地域では、いわゆる通り抜けのできない道路については町道認定できないという ことで、宙ぶらりんになっておった部分であります。

それから64ページの図面番号14番から67ページの図面番号17番までの路線につきましては、旧加悦地域の路線でありまして、旧町時代に旧加悦町におきましては町道認定をすることを前提に、町道認定基準を旧町の認定基準によって民間の宅造業者に整備をしていただき、寄附を受けた路線でありまして、今回の路線認定において認定したいという考えのものでございます。

それから68ページの図面番号18につきましては、与謝野町で造成を進めております三河内の大同分譲宅地造成工事に伴いまして、路線認定をしていきたいという部分でございます。これについては20年度に分譲宅地の造成工事をしていきたいというふうに考えております。

それから69ページ、図面番号19番と70ページの20の路線につきましては、旧加悦町域で平成10年度に町道滝桜内線ということで、リフレ、あるいは工芸の里、それから道の駅に、ぐるっと1周する路線について改良工事を実施しましたが、この改良工事の実施によりまして、旧道で残った部分が2カ所あります。これについて新たな改良道路を認定をしておりましたが、旧道部分の路線についてが認定漏れとなっていたということがありましたので、この2線については、滝桜内線の支線の1号、2号線ということで、今回認定をお願いしたいということで、提案をさせていただいておるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りまして、ご承認をいただきますようにお願いを申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

ただいまちょうど12時でございますので、午後の再開は1時30分から再開をいたしますので、ただいまから昼食休憩に入ります。

それでは休憩します。

(休憩 午後0時00分)

(再開 午後1時30分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第25 議案第28号 与謝野町道路線の廃止についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第28号、与謝野町道路線の廃止について、提案理由のご説明を申し上げま

す。

府道の改良に伴い、道路が府道敷内に取り込まれた路線、及び公園整備、ほ場整備によります 一般交通の用に供する必要がなくなった路線について、廃止をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 山﨑建設課長。

建設課長(山﨑信之) 町道路線の廃止について、その詳細について説明をさせていただきます。

初めに、この議案第28号の町道路線の廃止3路線、直接的に言いますと29号の変更につきましても、先ほど認定のときにお願いをいたしました、合併に伴い道路台帳の整理をする中で、既にもう一定の条件があって廃止すべきもの、あるいは変更すべきものというのが、旧町時代にもう既に原因としてはあったということなんですが、その手続が漏れていたということで、今回の新町になってからの調査でわかりましたので、この際、町道台帳を整理したいということで、上げさせていただくものでございます。

議案資料71ページが、廃止路線の図面番号でいいますと1番、口上ケ線、これは旧加悦の香河地域の奥の方なんですが、府道につきまして新たにバイパスで府道路線の宮津野田川線の改良によりまして、バイパス道路ができております。この町道につきましては、その府道の敷地内に取り込まれたということがありますので、町道としては、この際、廃止をさせていただくという手続をしたいというふうなものでございます。

それから次ページ、72ページの図面番号2番、蛭子山線ですが、この路線につきましては加 悦の古墳公園、蛭子山古墳に入っていく里道を昭和56年当時に町道認定をし、将来、整備が必 要だろうということで町道認定しております。

ただ、その後、古墳公園として整備ができましたので、これをあえて町道認定をしながら道路を管理していくということも必要なくなったということになりましたので、蛭子山線としての町道としては、廃止をさせていただくというものでございます。

それから73ページの図面番号3番、亀岡線、これは加悦地域の金屋の大江山運動公園からいいますと、運動公園のグラウンドから見て北側になるわけですが、小倉山という地域があります。ここに民家が何軒かあるわけですが、その民家の前の河川に、消防水利用の道路としてついておったもんなんですが、それにつきましてはほ場整備事業が入ったことによって、土地の形状が変わりまして、代替の道路ができたということがありましたので、その路線を廃止するということでございます。

手続的には、旧町時代に整理すべき廃止議案ですが、この際の整理をお願いしたいということで、ご承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第26 議案第29号 与謝野町道路線の変更についてを議題とします。 提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第29号、与謝野町道路線の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

バイパスを新設したため位置を変更した路線、認定当初は整備計画もありましたが、現在は整備計画もない里道程度の路線、及び国道の新設に伴い一部道路が国道敷内に取り込まれた路線について、起終点の変更をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 山﨑建設課長。

建設課長(山﨑信之) 町道路線の変更について、その詳細について説明をさせていただきます。

先ほどの廃止議案と同じように、一定原因としては旧町時代にあったわけですが、合併によります道路台帳の整理によりまして、新たに変更点が見つかったということで、この際、変更をさせていただきたいというお願いでございます。

議案資料74ページ、図面番号1番ということで三合池線、これは変更前も後も同じ三合池線、これは野田川の石川地域にあります三合池団地の町営住宅を昭和62、3年度に建設事業を行っております。その中で、既存の里道程度の現道にかえまして、バイパス道を設置しましたので、完成の時点で行うべき町道編入などの手続が、現在までできておりませんでした。今回、路線の位置を変更するものでございます。

図面からいいますと、実線の矢印のように変えたい。点線部分についてをなくして変更がしたいということですから、変更前につきましては終点が小字のコンヤジ3017番の2番地先から、石川小字三合池3011-3番地先に変更をする。延長につきましては、193.2メートルを175.4メートルに変更するということでございます。

それから 7 5 ページ、図面番号 2 番につきましては、変更前につきましては大門桑小線、それを変更後につきましては、大門大代線ということに変更したい。

これにつきましては、明石地域にあります道路なんですが、実線の矢印から点線の矢印先まで、これも昭和56年4月に町道認定をし、後の整備をするということで認定をしたわけですが、現実的には他の道路の整備等も含めて、この点線部分が必要なくなったということになりましたので、しかしながら実線部分は、民家の間もありまして使ってますので実線部分を置き、点線部分をなくしていくということで、終点の変更をさせていただくというもんでございます。変更後につきましては大門大代線で、終点が明石の桑小グラウンド地先から明石小字大代1857番地先、延長につきましてば284.7メートルから56メートルに変更するというものでございます。

それから図面番号 3 につきましても、これは町道明石の桑飼小学校の下の日吉ケ丘の分譲宅地あたりですが、同じような形で昭和 5 6 年当時に町道認定をしながら、道路改良の計画を持ったということになるんですが、これはなかなか進んでないということと、特に道路改良の必要がなくなったということがありますので、ほとんど里道程度の道ということになりますが、これについても終点の変更をして、延長を変えたいということでございます。

変更前につきましては、終点は大呂谷の2038の1番地先から明石の馬場の2178の2番 地先まで、333.6メートルを36.5メートルに変更したいということでございます。

それから図面番号4ということで、77ページ、これは変更する路線、変更前につきましては 寺田明石線ということで、古墳公園の前から府道の温江加悦線の先までなんですが、町道認定を しておりまして、これにつきましては国道186号バイパスの下になりましたので、府道温江加 悦線から古墳公園までの間についてはバイパスと重複したということで、これをなくしていくと。その先、府道温江加悦線から南側に105メートルあるわけですが、これについては民家のそばに道路もありますので残していくということで、変更前については寺田明石線、変更後については石郡という地域ですので、石郡線に変えていくということでございます。これについては、起終点を変更するという形になります。

変更前につきましては、明石の小字藤野中田から温江の小字石郡512番地先までの833.7メートルでしたが、変更後につきましては、石郡線ということで、温江の小字石郡の513番地先から512番地先の105.3メートルに変更させていただきたいということでございます。

道路の廃止、変更については、残った部分があったということで、今回、合併してからの調査でわかったということで時期をずらしております。大変申しわけないというふうに思っとるんですが、この際の整理にさせていただきたいということでございますので、よろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようにお願いを申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第27 議案第30号 与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第30号、与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する 規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町のごみ処理につきましては、地方自治法252条の14の規定により規約を定め、宮津市に委託しています。この規約では、ごみ処理にかかる委託費用の負担基準を明記しており、 平成18年3月1日の合併によりこの基準を見直す必要が生じましたが、調整に時間を要し今日に至っていました。

このたび宮津与謝広域廃棄物処理協議会においてようやく協議が整いましたので、平成19年度分の委託費より変更しようとするものですが、規約改正につきましては、地方自治法の規定により議会の議決が必要となっていますので、用語改正も含め今議会への提案となったものでございます。

なお、改正の内容につきましては、2月6日の全員協議会で説明させていただいたとおりでございます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第28 議案第31号 宮津与謝消防組合規約の変更についてを議題とします。 提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第31号、宮津与謝消防組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し 上げます。

この規約の変更は、宮津与謝消防組合を組織する地方公共団体の分担金の算出方法を、関係市町の地方交付税の消防費に係る基準財政需要額の比率により算出した額で分担していたものから、

関係市町が均等割で1割、人口割で9割の割合によって歳出した額で分担することに変更することとして、規約第13条の組合の経費の支弁の方法について、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第29 議案第32号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)を議題 とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第32号の平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)について、ご 説明申し上げます。

今回の補正は、3,213万9,000円を減額し、総額を103億5,897万4,000円とするものでございます。

まず、歳出から、主なものについてご説明申し上げます。

28ページから29ページをお開き願います。

最初に、全科目共通ですが、おのおのの事務事業の実績見込みから不用となります経費につきまして、減額させていただいております。

平成19年度の本予算を計上させていただく時点で、与謝野町として初めての決算となる平成 18年度の実績が確定しておりませんでしたので、内容によっては見込額を正確に見積もること ができないものもございましたので、多くの不用額が発生しておりますことについて、ご理解を いただきますようお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、職員人件費で退職手当組合特別分担金を1,700万9,000円追加いたしております。本年度末に、勧奨退職により退職する職員8名分の退職手当組合への特別負担金でございます。

30、31ページの5目、財産管理費では、財産取得管理業務で土地取得特別会計繰出金を69万円減額いたしております。これは後ほど、土地取得特別会計でもご説明いたしますが、土地開発公社による用地の先行取得の時期や、府職員住宅、金屋工業団地分の繰上償還などにより、利子相当分を減額いたしたものでございます。

そのほか与謝野町役場管理事業を初め施設一般管理事業等で不用額を見込み、財産管理費総額で209万8,000円減額いたしております。

32ページ、33ページの10目、情報システム費は、電算システム管理運営業務を406万 4,000円追加いたしております。

これは平成20年度から実施されます75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度で、社会保険の方々について6カ月間凍結することとなったため、それらに対応するためのシステム改修が必要となりますので、委託料470万4,000円を追加するものでございます。

14目、地域交通対策費は、野田川駅整備事業を工事費の実績から90万7,000円減額いたしております。また、北近畿丹後鉄道利用促進対策事業を98万4,000円減額しております。KTRの赤字対策に対する経営対策基金拠出金を180万9,000円減額する一方で、鉄

道軌道近代化設備整備事業費補助金82万5,000円追加いたしております。

次に、38、39ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、社会福祉協議会活動助成事業を324万3,000円追加いたしております。これは社協にお願いをしております福祉有償運送事業、いわゆる移送サービスの事業につきまして採算が合わない状況となっており、その経費として補助金を追加するものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金は、総額で524万3,000円追加いたしております。 直診勘定への繰出金が診療所の収支見込みから650万円追加するものでございます。

与謝野町地域福祉空間整備事業では、NPOで加悦奥地域に整備これております小規模多機能 居宅介護拠点の整備事業費の実績から、同交付金を1,000万円減額いたしております。

社会福祉費一般経費は、介護保険特別会計繰出金を含め68万1,000円追加いたしております。

25節、積立金の地域福祉振興基金積立金では、寄附金分として10万円積み立てることとしております。これは後ほど歳入でもご説明申し上げますが、地域福祉の振興に役立ててくださいとのご意向でいただきました寄附金を、そのまま積み立てさせていただくものであります。

次のページにかけての2目、障害者福祉費は、各障害者福祉事業を実績見込みから、総額で153万円追加いたしております。

40ページから41ページにかけての3目、高齢者福祉費でも障害者福祉費と同様、各種サービス事業や敬老会の実績により、総額で461万7,000円追加いたしております。

この中で、老人医療助成事業は、老人医療並びに重症老人健康管理事業にかかりますシステム 改修が必要になったことから、13節委託料を233万9,000円追加いたしております。

また、高齢者福祉費一般経費では、28節、繰出金を300万円追加いたしております。しかし、これは老人保健特別会計で医療給付費等の増加により、負担割合から繰り出すものであります。

42、43ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費では、児童手当支給業務を290万円減額いたしております。各給付分とも実績見込みから減額するものでございます。

2目、児童福祉施設費では、保育所管理運営事業では保育所のパート保育士の雇用実績から、 7節、賃金を286万7,000円減額いたしております。

また、次のページにかけての広域入所運営事業は、広域入所者が当初見込みより少なかったことから、204万7,000円減額いたしております。

次に、44、45ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生費総務費では、 地域医療確保奨励金貸付事業を30万円追加いたしております。さきの12月補正で追加補正を お世話になりましたが、京都府の方で貸付者の確保をされた結果、不足が生じてまいりましたの で、今回、初めて追加させていただくものでございます。なお、結果的に5名の医師が対象となっております。

2目、予防費は、各保健事業の見込みから減額し、総額で624万9,000円減額いたしております。これは当初に6戸分を見込んでおりましたが、実際には1戸の申請でありましたので、不用額を減額するものでございます。

46から47ページの2項、清掃費は、各事業の実績や今後の見込みから追加あるいは減額し、

清掃費総額で321万3,000円追加いたしております。

なお、一般廃棄物処理委託事業の19節、負補交では、宮津市に委託しております広域処理の期間延長に伴い、地元波路地区への自治振興負担金を71万2,000円追加いたしております。次に、48ページから51ページにかけての6款、農業水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、各事業の実績や今後の見込みから追加あるいは減額などで、総額で119万9,000円減額いたしております。

この中で51ページの省エネルギー型農業機械等緊急整備対策事業は80万8,000円追加いたしております。国の緊急施策として平成19年度のみの新規事業でございまして、原油価格の高騰を受け、省エネルギー型田植機を購入されます農事実行組合に対し、補助金を交付させていただくものでございます。よって、全額が京都府の補助対象となっているものであります。

4目、農地費は、農業用施設管理事業を工事の入札減により186万9,000円減額いたしております。

次の52、53ページの農業集落排水特別会計繰出金は、221万5,000円追加いたしております。後ほど特別会計でもご説明いたしますが、温江地区で実施されております農業集落排水について、国、府から前倒しして事業進捗をするようにとの協議があり、翌年度事業費分の一部を追加することに伴い、拠出金を追加するものでございます。

2項、林業費、2目、林業振興費は、林道等整備事業を968万1,000円減額いたしております。

19節、負補交で、丹後縦貫林道リフレッシュ事業負担金を、当町が負担する事業費の割合に応じて減額いたしております。

次に、54、55ページの7款、商工費では、総額で1,671万7,000円減額しております。各種商工業施策や観光施策で実績による不用額、あるいは今後の見込みから、追加あるいは減額いたしております。

次に、58、59ページの8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は、土木総務費一般経費で、急傾斜事業負担金を211万円追加いたしております。これは京都府で実施いただいております石田地区の急傾斜地崩壊対策事業の事業費が増額することにより、その20%を負担するものでございます。

2項、道路橋梁費、2目、道路維持費で、除雪対策事業を428万9,000円追加いたしております。今回の補正予算をまとめる時点での除雪経費を追加しているもので、その後に必要となりました除雪経費につきましては、予備費で対応したいと考えております。

次のページへかけての3目、道路新設改良費は、道路新設改良事業で明石香河線道路改良工事などの補助事業で、本年度の事業費を京都府と調整するとともに、単独事業についても事業費を精査し、測量設計委託料、また、補助事業に係る事務費も調整し、総額で339万円減額いたしております。

3項、河川費、3目、河川改良費は、補償金を396万2,000円減額いたしております。 野田川の災害助成補助金事業として、京都府が町を経由して遺跡の維持管理補償金を、地元の管理組合に交付するものですが、実績によりまして減額いたしております。なお、歳入でも同額を減額いたしております。 5項、都市計画費、2目、公共下水道費は、下水道特別会計繰出金を特別会計の収支見込額から300万円減額いたしております。

次に、62、63ページの9款、消防費は、各事業の実績や今後の見込みから追加あるいは減額するなど、総額で73万3,000円減額いたしております。

次に、10款、教育費は、特に申し上げるものはございませんが、68から71ページにかけての5項、社会教育費、4目、文化財保護費の伝統的建造物群保存対策事業で、伝統的建造物群保存修理補助金を、実績により104万1,000円減額するなど、そのほかは学校管理費や社会教育事業費などの実績と今後の見込みから、教育費総額で15万9,000円追加いたしております。

13款、予備費は、244万4,000円追加し、調整しております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。16、17ページをお開き願います。

1款、町税、1項、町民税は、個人の現年課税分が賦課の見込みから所得割、均等割、合わせて1,709万2,000円追加いたしております。

2項、固定資産税、1目、固定資産税は、現年課税分で償却資産が増額見込みとなる一方、土地と家屋が減額見込みとなり、総額で537万円減額いたしております。

4項、町たばこ税は、実績見込みから715万円追加いたしております。

6款、地方消費税交付金は、交付決定により1,561万9,000円減額いたしております。 11款、分担金及び負担金、2項、負担金、2目、民生費負担金は、各保育料の見込みから総額で918万9,000円減額いたしております。

次のページにかけての12款、使用料及び手数料は、1項、使用料を総額で1,297万6,000円減額いたしております。これは各施設の実績によるものですが、中でもクアハウス岩滝入館料が1,386万8,000円と見込みよりも大きく減額となっております。

13款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金は、総額で180万円減額いたしております。先ほどの歳出てご説明いたしました児童手当の実績によるものなどでございます。

2項、国庫補助金は、1目、総務費国庫補助金で、合併市町村補助金を500万円追加いたしております。これは追加申請しておりました知遊館南駐車場の用地購入について、追加内示があったことによるものでございます。

2目、民生費国庫補助金、2節、高齢者福祉費補助金は、歳出で申し上げました後期高齢者医療費制度のシステム改修に係る補助として、後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金を470万4,000円追加いたしております。

14款、府支出金、1項、府負担金、1目、民生費府負担金は、総額で141万4,000円 減額いたしておりますが、先ほどの国庫負担金と同様であります。

20、21ページの2項、府補助金は、歳出での事業費の増減により各種補助金を整理するとともに、京都府の未来づくり交付金の内示により追加するなど、総額で6,254万4,000円追加いたしております。

22、23ページの3項、委託金は、総額で386万2,000円減額いたしております。主

なものとしましては、1目、総務費委託金、2節、徴収費委託金で、府民税徴収事務委託金を実績により362万4,000円減額いたしております。

次に、24、25ページの16款、寄附金は、社会福祉費寄附金を10万円追加いたしております。歳出の地域福祉振興基金積立金でも申し上げましたように、福祉事業に活用していただければとのことで、薮後の上田肇様から寄附をいただいたものでございます。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げたいというふうに存じます。ありがとうございました。

次に、17款、繰入金は、1項、基金繰入金、12目、地域福祉振興基金繰入金は、先ほどの 歳出てご説明いたしました地域福祉空間整備事業の交付金充当分として、同額の1,000万円 減額いたしております。

19款、諸収入、3項、貸付金元利収入、3目、商工費貸付金元利収入は、商工業者資金融資預託金を歳出て減額しており、同額の1,300万円を減額いたしております。

雑入は、総額で308万円減額いたしております。主なものにつきましては、クアハウス岩滝の物品等売上収入と、先ほど歳出でご説明いたしました野田川災害助成補助事業補償金の減額となっております。

次に、26、27ページの20款、町債は、総額で5,440万円減額いたしております。

1目、総務債の野田川駅整備事業債は、先ほど歳入の福祉補助金でご説明いたしましたとおり、京都府の未来づくり交付金の対象となりましたので、町債を減額し調整させていただいております。

また、8目、教育債の知遊館南地域振興課整備事業債についても、合併市町村補助金が交付されることになったことにより、減額調整いたしております。その他の町債につきましては、歳出での事業費の変動によるものでございます。

なお、11ページに、第3表、地方債補正を計上し、同額を廃止あるいは変更しております。 また、10ページには、第2表、繰越明許費を計上いたしております。

保育所耐震診断調査事業では、3月中に判定委員会の開催ができないため、やむを得ず繰り越しとすることとし、また、その他の道路改良事業や阿蘇シーサイドパーク整備事業などでは、地元調整に時間を要したことから、他の事業と競合などの理由により翌年度へ繰り越すことといたしております。

以上が、平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第30 議案第33号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第33号の平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は1,060万円を減額し、総額を9億8,27万5,000円とするものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。14ページから15ページをお開き願います。

1款、総務費、2目、財政管理費は、福祉支出金の追加によりまして、同額の30万3,000円を減債基金に積み立てるものでございます。

2款、維持管理費は、11節、需用費、修繕料で漏水等突発修繕料を450万円追加するなど、 総額で291万2,000円追加いたしております。

3款、改良費は、15節、工事請負費を、2,000万円減額いたしております。これは明石 香河線道路改良工事の進捗状況によりまして、導水管の布設替工事を翌年度に先送りすることと なり、1,000万円減額しているものでございます。そのほかは、工事の入札減や精査による ものでございます。

また、与謝簡易水道、三河内簡易水道につきまして、用地取得に時間を要したなどの理由によりまして、年度内に完成することができなくなり、翌年度に繰り越して実施することとし、6ページに第2表、繰越明許費を計上いたしております。

17節、公有財産購入費は、840万円追加いたしております。三河内簡易水道整備などの土地購入費の減額のほか、旧野田川の平成11年度と12年度に丹後地区土地開発公社で取水井掘削調査を行った1,583万円を償還するものでございます。これで土地開発公社への償還は、すべてなくなりました。

5款、予備費は、221万5,000円減額し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。 1款、使用料及び手数料は、実績から今後の見込みを立て、425万円追加いたしております。 2款、国庫支出金、1目、簡易水道補助金は、事業の精査等により1,243万5,000円 減額いたしております。

7款、諸収入は、消費税還付金が1,508万6,000円の追加となったものなど、総額で1,528万2,000円追加いたしております。

8款、町債は、それぞれ事業費精査によりまして、総額で1,800万円を減額しております。 なお、6ページの第2表、地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第5号)の概要でございます。 よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第31 議案第34号 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号) を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第34号の平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は1,915万4,000円を減額し、総額を20億7,489万1,000円と するものでございます。 まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。14から15ページをお開き願います。2款、維持管理費は、19節、負補交で、宮津湾流域下水道事業排水負担金が確定しましたので、公共下水道で47万6,000円の減額、特定環境保全公共下水道で630万5,000円を追加するなど、決算見込みにより総額で2万5,000円減額いたしております。

3款、事業費、1目、公共下水道建設事業費は、国の内示の増額により前倒しで事業を行うこととし、公共下水道事業は180万円、特定環境保全公共下水道事業は3,820万円を追加いたしております。事業が年度内には完了いたしませんので、翌年度に繰り越して実施することとし、6ページに第2表、繰越明許費を計上しております。

2目、流域下水道事業費は、19節、負補交で宮津湾流域下水道事業建設費負担金を、事業費の確定によりまして1,931万2,000円減額いたしております。

5款、予備費は9,000円減額し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。 3款、国庫支出金は、国の内示の増額によりまして1,500万円を追加しております。

5款、繰入金で、一般会計繰入金を300万円減額し、調整いたしております。

7款、諸収入は、消費税還付金が確定しましたので、355万4,000円追加いたしております。

8 款、町債は、歳出でご説明させていただきましたように、公共下水道事業と特定環境保全公 共下水道事業の増額により、また、流域下水道事業負担金の減額により調整いたしております。

また、7ページに、第3表、地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第32 議案第35号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第35号の平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第2号) について、ご説明申し上げます。

今回の補正は2,323万円を追加し、総額を1億6,150万1,000円とするものでございます。

まずは、歳出のについてご説明申し上げます。14、15ページをお開き願います。

3款、事業費は、12月定例会でもご説明させていただきましたが、今回さらに府の内示の増額によりまして、2,323万円追加いたしております。事業が年度内に完成しませんので、翌年度へ繰り越して実施することとし、6ページに第2表、繰越明許費を計上いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

3款、府支出金は、府の内示の増額によりまして、1,161万5,000円追加いたしてお

ります。

5款、繰入金は、221万5,000円を一般会計から繰り入れることとし、調整いたしております。

8款、町債は、事業費の増額に伴いまして940万円追加いたしております。

なお、7ページに第4表、地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。 よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第33 議案第36号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第36号の平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では1,083万2,000円を追加し、総額を19億8,902万2,000円とするものでございます。また、サービス事業勘定は421万6,000円減額し、総額を1,269万4,000円とするものでございます。

まず、事業勘定の歳出から、主なものについてご説明申し上げます。 1 4 ページから 1 5 ページをお開き願います。

1款、総務費、1項、総務管理費は、介護保険料激変緩和措置の継続等に伴います事務処理システム改修経費を479万8,000円追加いたしております。

3項、介護認定審査会費は、認定審査会の回数が見込みより少なかったことなどによりまして、 8節、報償費で、委員等謝礼を235万円減額し、また、認定申請件数も見込みを下回ったとこ ろから、7節、賃金で調査員賃金を、12節、手数料で主治医意見書料を、それぞれ減額しております。

2款、保険給付費は、給付見込みにより増額や減額を計上いたしております。

18から19ページの3款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費は、総額で61万1,000円減額いたしております。これは高齢者の運動教室などの実施回数の減によるものでございます。

2項、包括支援事業任意事業費は、20、21ページの13節、委託料で、給食サービス事業 委託料を実質見込みにより130万円減額いたしております。

7款、予備費は、1,109万9,000円追加いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページから11ページをお開き願います。 1款、保険料は、収入見込みにより201万円追加いたしております。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、介護保険事業費補助金は、歳出でご説明させていただきました、介護保険料激変緩和措置の継続等によりますシステム改修費の補助金を61万7,000円計上いたしております。

そのほかにつきましては、交付決定見込額などにより、追加あるいは減額をし、調整いたしております。

以上が、事業勘定でございます。

次に、サービス事業勘定の説明をさせていただきます。歳出の32ページから33ページをお 開き願います。

2款、事業費では、サービス計画策定件数が見込みより少なかったため254万6,000円 減額いたしております。

3款、予備費は、167万円減額し、調整いたしております。

次に、30から31ページの歳入をお開きください。

1款、サービス収入は、歳出てご説明させていただきましたように、サービス計画策定件数が少なかったため、1目、居宅介護サービス計画費収入を720万8,000円減額いたしております。また、訪問リハビリテーション費収入は、実績見込みによりまして、追加及び減額をいたしております。

3款、繰越金は、前年度繰越金を275万6,000円計上いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第34 議案第37号 平成19年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第37号の平成19年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は69万円を減額し、総額を159万2,000円とするものでございます。 12から13ページの歳出をお開き願います。

2款、公債費は、丹後地区土地開発公社支払利子を69万円減額いたしております。これは町 道浄土線用地等の先行取得をした時期が遅かったことや、繰上償還したことによる利子の減によ るものでございます。

同様に、10ページから11ページの歳入で、2款、繰入金、1項、一般会計繰入金を69万円減額いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。 よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第35 議案第38号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第38号の平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では3,464万4,000円を追加し、総額を27億2,914万2,000円とするものでございます。また、直営診療所勘定は340万円追加し、総額を8,993万6,000円とするものでございます。

まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。1款、総務費は、医療保険制度改正によりまして、平成20年4月から前期高齢者の方の自己負担割合が、1割から2割に引き上げられることになっておりますが、それを1年間凍結する決定がなされたため、それに伴う電算プログラム変更委託料を89万8,000円追加するものでございます。また、国保事務処理システムのバージョンアップの経費も63万円追加いたしております。

2款、保険給付費は、これまでの実績から今後見込みを立て、1項、療養諸費では 2,971万9,000円、2項、高額療養費では、766万2,000円の増額をいたしております。

4項、出産育児諸費は、被保険者の出産件数の減によりまして630万円減額いたしております。

5款、共同事業拠出金は、決算見込みにより125万5,000円追加いたしております。

10款、予備費は、20万2,000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10から11ページをお開き願います。

4款、国庫支出金は、1項、国庫負担金は、交付申請額に合わせて4,051万円減額いたしております。

歳出の保険給付費は、多額の増額を計上しているにもかかわらず、国庫負担金が減額となっておりますのは、4月から10月までの保険給付の実績から年間分を試算の上、国庫負担金が交付されるためであり、11月以降の医療給付費がかなり伸びているための減少でございます。もちるん11月以降の変動分につきましては翌年度に精算され、交付されるものであり、2項、国庫補助金は、歳出てご説明させていただきました、前期高齢者の自己負担割合の引き上げを凍結するプログラム変更に対しましての補助金を計上いたしております。

7款、共同事業交付金は、交付見込みにより529万8,000円追加いたしております。

9款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、出産育児一時金の減額に伴いまして、負担割合の 3分の2の420万円を減額いたしております。

また、健康づくり事業や国保運営事業に、府の未来づくり交付金の内示を受けましたので、一般会計で受け入れ、その分を191万5,000円、事務費分を102万8,000円、それぞれ繰り入れるものでございます。

2項、基金繰入金につきましても財源不足を調整するため、財政調整基金から4,000万円 を繰り入れるものでございます。

次に、直営診療所勘定につきまして、ご説明をさせていただきます。24ページから25ページの歳入をお開き願います。

1款、診療収入は、これまでの実績から収入見込みを立て、310万円減額いたしております。

6款、繰入金では、一般会計繰入金から不足分447万8,000円と、診療所の屋根改修や下水道接続工事に対しまして、府の未来づくり交付金の内示を受けましたので、202万2,000円を一般会計から繰り入れております。

次に、26ページから27ページの歳出ですが、2款、医業費で、医薬材料費を350万円追加いたしております。

4款、予備費で、10万円減額し、調整いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。 よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第36 議案第39号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第36号の平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は5,274万円を追加し、総額を24億6,678万2,000円とするもので ございます。

まずは歳出からご説明申し上げます。12から13ページをお開き願います。

1款、医療諸費は、給付見込みの増加により、1目、医療給付費を5,000万円、3目、高額医療費を274万円追加いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページから11ページをお開き願います。 1款、支払い基金交付金から4款、繰入金まで、歳出の給付見込みに合わせ負担割合により追加いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。 よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第37 議案第40号 平成19年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号) を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第40号の平成19年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は3万円を追加し、総額を895万6,000円とするものでございます。10から11ページをお開き願います。

4款、財産収入で、立木売払収入を3万円追加いたしております。

これは緑資源機構の分収造林事業により、温江財産区と滝財産区の契約地において、今年度、 計画的な利用間伐施業を実施し、伐採した間伐材の売却により、分収割合に得て応じた収入でご ざいます。

次のページの歳出て、同額をそれぞれ財産区へ、販売金交付金として計上しております。 以上が、平成19年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。 よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第38 議案第41号 平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)を 議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第38号の平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)について、 ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支並びに資本的収支の補正でございます。

まずは、収益的収支からご説明申し上げます。5ページから6ページをお開き願います。

収益的収入は、1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費で、決算見込みによりまして79万8,000円減額いたしております。

また、5目、減価償却費では、28節、有形固定資産税減価償却費を、償却額の確定によりまして797万6,000円追加いたしております。

6目、資産減耗費は、配水管布設替延長によりまして249万4,000円追加いたしております。

2項、営業外費用では、消費税を決算見込みによりまして56万6,000円を追加いたしております。

次に、7から8ページの資本的収支についてご説明申し上げます。

資本的収入は、1款、資本的収入、2項、分担金で、下水道特別会計からの補償工事分担金を520万円減額いたしております。

また、1款、資本的支出、1項、建設改良費につきましては事業費の確定によりまして、上水 道配水管布設工事費を436万4,000円、下水道関連配水管布設替工事費を524万円、それぞれ減額いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)の概要でございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

ここで休憩をいたします。2時50分まで暫時休憩いたします。

それでは休憩します。

(休憩 午後2時35分)

(再開 午後2時50分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第39 議案第42号 平成20年度与謝野町一般会計予算から、日程第51 議 案第54号 平成19年度与謝野町水道事業会計予算まで、以上、13件を一括議題とします。 提案説明を求めます。 太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第42号から54号までの平成20年度与謝野町一般会計予算ほか12件の 予算について、一括して提案説明いたします。

予算の調整及び議決は、地方自治法第211条第1項の規定により、普通地方交付団体の長は 予算を調整し、議会の議決を経なければならないとされており、議会は地方自治法第96条の規 定により、予算を定めることについて議決しなければならないとされております。

よって、地方自治法の規定により本予算を議会に提出し、議決を求めるものでございます。

平成20年度当初予算は、合併後3年目の予算であるとともに、私の任期の折り返しの年度となる予算でもございます。今回、本予算を編成するに当たりまして、さきの12月議会にお配りさせていただきました「平成20年度予算編成について」のとおり、昨年11月14日に予算編成方針を示しました。

その中で、平成19年度に策定しました第1次与謝野町総合計画に掲げます事業の推進、また、与謝野町行政改革大綱の目標達成に向けての行政改革の取り組みを最大のテーマに位置づけ、行政の効率化を図りながら住民の目線での行政を推進すること、新町の一体感の醸成が図れる事業に取り組むこと、新たな事業を展開するだけではなく既存事業や懸案事業の再検討を等を行い、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本に事業にめり張りをつけること、持続可能な発展となるよう、限られた財源の中で住民との協働を基本に町政を推進しながら、効率的でかつ効果的に住民の皆さんの負託にこたえる、そうした予算になるよう指示し、予算作業を進めてまいりました。

また、行政改革の第一歩として、まずは内部経費の削減を行うこととし、特別職給与を5%、一般職給与を3%抑制のほか、各種手当の見直しを行いました。また、事務事業の見直しを行うとともに、職員の退職に伴う補充を抑えるなど人件費の抑制に努めることとしております。

議員の皆様もご承知のとおり、地方行政を取り巻く状況は年々厳しさを増し、住民への情報開示による協働のまちづくりを求められております。

国ではそのような中で、平成19年度決算から実質赤字比率、連結実施赤字比率、実質公債費 比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を公表することを義務づけおりますので、それら の比率にも十分目を配りながら、今後の事業執行、財政運営に努める必要がございます。そして、 未来を担う子供たちに住みよい地域を、今行政を預かっている私たちが責任を持って引き継げる よう、持続可能な予算となることを基本にしたいというふうに考えております。

まず、予算の総額でございますが、一般会計の総額は100億9,080万円でございまして、 平成19年度予算と比較いたしますと2.1%、2億1,723万円の減となっております。また、そのほかの11の特別会計を合わせた総額は、187億7,101万5,000円でございまして、前年比6.3%、12億7,065万2,000円の減となっております。

また、昨年までは別冊としておりました水道事業会計も、本年度から予算書の一番後ろにまとめさせていただいております。

一般会計は昨年の当初予算に比べ2.1%の減額となっておりますが、性質別に見てみますと 主な減額内容は、繰出金が2億1,514万8,000円、人件費が1億4,744万 4,000円、扶助費が1億835万9,000円の減額に対し、主な増額内容は、補助費等が 2億325万3,000円、普通建設事業費が1億435万4,000円などとなっております。 また、主要事業財政分析等の資料を添付しておりますので、参考にごらんいただきたいと思い ます。

それでは平成20年度予算の中身について、当初予算案資料の中に総合計画の実施計画から抜粋いたしました、与謝野町当初予算概要を配付いたしておりますので、これに基づき概要をご説明申し上げます。その資料は総合計画の基本計画で定めております基本目標、まちづくりイメージ、施策方針にあわせて、各章、各節施策方針に沿ってまとめております。本表の右端に予算書該当ページを書いておりますので、後ほど予算書と見比べていただければというふうに思います。まずは、全体的な事柄についてご説明いたしたいというふうに思います。表紙をめくっていただき、2ページの実施事業総括表をごらんいただきたいというふうに思います。

この表は、次ページ以降に掲げてあります事業をまとめたものでございまして、各章、各節でどのくらいの事業費であるかが一目でわかるようにいたしております。それらの事業を推進していく上で、税等の一般財源だけで事業はできませんので、国庫補助制度や府の補助制度、また、使用料や負担金、事業によっては地方債を発行するなど、いわゆる特定財源を確保しながら事業執行にということになりますので、それらの財源内訳がわかるようにいたしております。

また、事業内容によっては、2つの施策方針に該当するものもございますが、何%で分けているものや、歳計として掲げているものもございます。一方、現段階では内部的な調査研究や広報の活用による事業啓発など、事業費が特に必要でないものについては、ゼロ予算事業として掲げております。

それでは、第1章から順番にご説明させていただきます。

基本目標、第1章「安心と生きがいのある福祉のまちづくり」、まちづくりイメージ第1節「子育でするならこのまちで」は、3ページから4ページになります。

ここでの特徴的な事業といたしましては、3ページの上から4つ目の、妊婦健康検査費助成事業を掲げております。これは妊婦健診をセットメニュー化し、5回までは無料で健診を受けていただこうというわけであります。

また、その下に自動体外式除細動機設置事業を掲げております。各保育園にAEDを設置する ものであります。平成18年度に公共施設や学校には配備しており、平成20年度は保育所と幼 稚園に設置することとしております。

次に、第2節「いきいき、安心の笑顔が輝く」は、5ページ、6ページになります。

個別の事業ではございませんが、介護が必要な高齢者を中心に介護保険予防事業の実施や、社会福祉協議会に委託して実施しております配食サービスを継続することとしております。

また、上から5つ目の与謝野町地域福祉空間整備事業は、平成19年度補正予算で歳出をさせていただきましたが、民間活力に期待し、NPO等での福祉施策の拠点整備に対し、交付金をもって助成させていただくものでございます。

その下に、障害者福祉計画策定事業を掲げております。障害者の自立、社会参加を促進するための計画を策定することとしております。

次に、第3節「自らつくる元気なからだ」は7ページになります。

ここは各種検診の無料実施やメタボリックシンドローム対策としての特定健診、保健指導を実

施します。

次に、第4節「互いに安心を支え合う地域」は、8ページになります。

ここでは各種団体への助成や、今後ますます必要となります福祉サービスを支える人材を確保 するため、資格取得などへの助成について内部検討をすることとしております。

第1章の最後、第5節「男女が共に参画するまち」は、9ページになります。

ここでは19年度に策定しました男女共同参画計画を推進することとしておりますが、当面は、 さまざまな事業を有機的に結びつける男女共同参画の事業として実施することとし、事業の調整 や広報による啓発を進めることとしております。

それでは、次に第2章「伝統を活かし未来にチャレンジする産業づくり」

第1節「工夫して夢を広げる元気な農業」は、10ページから12ページになります。

特徴的な事業としましては、10ページの上から5段目の5つ目、6つ目に、自然環境農業推進事業、京の米産地づくり事業を掲げております。与謝野町の特色ある農業を推進するための、京の豆っこ肥料を使用した循環型農業や、京の豆っこ米をトップブランドとして付加価値を高める取り組みを進め、農業所得の向上の農業の推進を図りたいというふうに考えております。

次に、第2節「100年先の暮らしへつなぐ林業」は、13ページになります。

この中では、造林事業への補助や担い手確保のための支援、林業等の整備、維持、管理を実施 していくこととしております。

次に、第3節「地域に貢献する元気な商工業」は、14ページ~16ページになります。

ここでは既存の商工業振興施策を継続するとともに、新規創造補助制度の充実や人材育成補助制度、新商品・新製品開発補助制度の創設など、頑張る商工業者の方々を支援するための制度を充実することとしております。循環型経済を取得するため、新たな地域経済支援策を検討していくこととしております。

次に、4節「織物の総合産地(製造から販売まで)」は、16ページになります。

ここでは低迷する丹後の織物業の活路を見出す織物技能訓練センターを初めとします施設を活用した織物振興と、一方で、平成19年度から丹後織物工業組合や近隣市町と共同で実施しております「丹後ファッションウイーク」を継続して実施し、丹後から全国、世界への、そうした織物の価値再生アピールをすることとしております。

次に、第5節「地域資源に磨きをかけた観光交流」は、17ページになります。

ここでは一番上に、観光ビジョン策定事業を掲げており、既存の観光施設等の連携によるネットワーク化やルート化など、また新たな観光の模索など、民間の方にも委員として参画いただき、ビジョンを策定することとしております。

第2章の最後、第6節「産業振興による雇用の拡大」は、18ページになります。

ここでは新規就労者支援事業や雇用促進奨励事業を継続することとしております。

それでは、次に第3章「自然と安全を守るまちの基盤づくり」、第1節「美しい山、川、海、空」は、19ページになります。

特徴的な事業としましては、一番上の地球温暖化防止実行計画策定事業を掲げております。

これは地球温暖化対策の推進に関する法律により策定が義務づけられているもので、温室効果 ガス等の削減に向けての対策計画を定めるものであり、次に、第2節「ごみは資源にリサイク ル」は、20ページになります。

この中では、2つ目の環境保全対策事業を掲げ、BDF燃料給油施設の整備や、ひまわり夢プログラム事業の委託を実施することとしております。

BDF燃料とは、家庭で出ます廃食用油をリサイクルし、バイオディーゼル燃料として精製するもので、給油施設を整備し、公用車に使用していくこととしております。

第3章の最後、第3節「災害に強い安心・安全なまちづくり」は、21ページ、22ページになります。

ここでは自然災害や防災に対する事業を展開することとし、河川改修等による浸水対策や治山、 急傾斜対策の実施、また、個人家屋の耐震診断や改修に対する助成、消防資機材や環境の整備、 防災行政無線のデジタル化対応などを進めることとしております。

それでは、次に第4章「快適でやすらぎのある生活環境づくり」、第1節「調和のとれた魅力 あるまち」は、23ページになります。

1つ目の土地利用計画策定事業は、旧町での土地利用等がまちまちでありましたので、与謝野町としての土地利用がどうあるべきか多面的に模索し、秩序ある土地利用が図れるよう計画を策定するものであります。

また、一番下には分譲宅地造成事業を掲げておりますが、現在整備中の三河内地内の大道分譲宅地を完了させるとともに、未売却となっています分譲宅地の早期の売却に努めることとしております。

次に、第2節「うるおいのある暮らし環境」は、24ページになります。

この中では2つ目に、天橋立世界遺産登録事業を掲げております。平成19年度に天橋立を世界遺産にする会が発足しており、国への登録申請などを行っております。登録申請箇所は全国に大変多くあり非常に難しく、また時間がかかるとは思いますが、この地域の特有の財産として、住民みずからが守っていくという市民運動へと、ぜひとも展開できればと考えております。

次に、第3節「行きたいときに行きたいところへ」は、25ページになります。

ここでは町道岩屋川線などの主要な町道の整備を進めることとしております。

また、下から3つ目には、町営バス運行事業を掲げております。現在、地域公共交通会議におきまして、交通不便地域の日常生活移動手段として、町営バスの運行をどのようにすべきか検討をいただいている状況でございます。

次に、第4節「みんなをつなぐ情報ネットワーク」は、26ページになります。

ここでは一番上に掲げておりますように、有線テレビ拡張事業を進めることとし、地域情報化計画を策定することとしております。地域格差の是正を図るとともに、新町の一体感の醸成に大きな役割を果たすものと考えております。

また、一方で、平成23年7月からデジタル放送へ完全移行しますので、現在、野田川、岩滝 地域にあります難視聴地域の解消も含めた施策としております。

次に、第5節「安全・豊富でおいしい水」は、27ページになります。

ここでは岩滝地域での上水道の整備や、加悦、野田川地域での簡易水道の整備を計画的に進めるとともに、平成28年度から簡易水道を廃止し、上水道へ統合することが国の施策として定められておりますので、統合へ向けての事業を推進することとしております。

次に、第6節「健康で、快適な生活環境」は、28ページになります。

ここでは公共下水道事業を計画的に推進するとともに、計画地域外における浄化槽の設置補助を継続して行うこととしております。

また、平成19年度から進めております温江地区での農業集落排水事業を、引き続き推進することとしております。

第4章の最後、第7節「安心・安全に暮らせる地域」は、29ページになります。

ここでは交通安全や防犯推進などの活動への支援を行うとともに、交通安全施設の整備を行うこととしております。

それでは、次に第5章「明日の人材を育てる教育文化のまちづくり」、第1節「地域と共に育てる楽しい学校」は、30ページ、31ページになります。

30ページの1つ目の学校等を適正規模、適正配置検討事業は、学校のみならず保育所、幼稚園も含めてそれらの適正規模、適正配置を、1年をめどに検討委員会を設置して検討していくこととしております。

また、学校等の耐震化を含めた施設整備を、計画的に推進するとともに、学力診断テストの実施や情報教育の環境を整えることにより、教育内容の充実に努めることとしております。

一方では、町内にも不登校の児童生徒が多くいることから、その対策として教育相談事業を継続するとともに、加悦中学校に心の教育相談員を設置することとしております。

次に、第2節「生涯にわたって成長する喜び」は、32ページになります。

ここでは生涯学習やスポーツ活動を幅広く展開していただくため、公民館や図書室などの整備 や充実を図るとともに、ふるさと人づくり基金を活用した人材育成事業の推進、社会体育団体へ の支援を行うこととしております。

次に、第3節「遊びは心の栄養源」は、33ページになります。

ここでは子供たちの健やかな成長、また、自立を応援する事業として、子供自然体験事業、いわゆるサマーキャンプ事業を継続するとともに、与謝野町健全育成会への支援を行うこととしております。

次に、第4節「地域から世界、世界から地域を考える」は、34ページになります。

ここではイギリスのアベリスツイスとの交流を、今後も引き続き深めていくとするほか、ALTやCIRなどによる英語の語学指導や、国際交流等を継続することとしております。

次に、第5節「誇らしいふるさとの文化を守り、育てる」は、35ページになります。

ここでは文化協会への支援や、遺跡分布調査事業を計画的に進めるとともに、一番下に掲げておりますように、加悦地区の重要伝統建造物群保存修理事業を、継続して実施することにより、ちりめん回廊の町並みの保全に努めることとしております。

第5章の最後、第6節「一人ひとりを大切に」は、36ページになります。

ここでは人権講演の開催や人権相談を、引き続き実施していくこととしております。

それでは、次に第6章「協働で進めるまちづくり」、第1節「効率的な行政運営」は、37ページになります。

冒頭にも申し上げましたが、行政改革の推進は必須の課題であり、計画的に、また確実に実施 していかなければなりません。 ここでは一番上に掲げておりますように、行政改革推進委員会への委員報酬のみとしておりますが、同委員会からも進行管理を明確にするようにと言われておりまして、どのようにして行政 改革をなし遂げていくのかをご説明していきたいと考えております。

次に、第2節「みんなでつくる元気な地域」は、38ページになります。

自治区等が、みずからのまちづくりのため実施される事業に対し、コミュニティ事業助成を継続して実施するとともに、自治会活動への支援や地区公民館の整備、活動の充実を支援することとしております。

第6章の最後、第3節「住民・地域・事業者・行政のパートナーシップ」は、39ページになります。

ここでは京都府の地域リサイクル再生プロジェクトの活用による各種団体の育成、町政懇談会 や職員出前講座を開催することにより、住民の方々が一人でも多く行政参画していただける機会 づくりに努めていくこととしております。

また、行政情報や議会情報を的確にお知らせするため、広報の充実に努めてまいることとしております。

大変長い説明となりましたが、以上が、平成20年度の予算の概要でございます。

冒頭に申し上げましたように、平成20年度の予算についても、持続可能な行財政を推進することを大前提とした予算でございます。その中で、少しでも多く総合計画に掲げている事業が推進できるよう編成いたしました。

大変逼迫した非常に厳しい財政状況でありますが、住民の皆さんの協働がなければ、今後の行政推進は成り立ちません。議員の皆さんにおかれましても与謝野町の将来像であります「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいのまちを」目指して、ともに頑張ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、住民の皆さんに笑顔あふれるまちとなりますよう、渾身の努力を傾注する所存でございますので、町民の皆様を初め議員の皆様方の深い理解とご協力をお願い申し上げまして、新年度予算の提案説明とさせていただきます。

なお、この後、各担当課長等から、予算の中身につきまして具体的な説明をさせますので、よ るしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) それでは、これより各担当課長から細部説明を求めます。

課長さんにお願いを申し上げますが、できるだけ簡潔に要領よく説明をお願いしたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

大下総務課長。

総務課長(大下 修) それでは総務課関係から各課長が順次、所管の予算の概要につきまして予算書で 簡単にご説明を申し上げますが、会計別順、費目別順の説明とはなりませんので、ご了承をいた だきますようお願いをいたします。

まず、一般会計予算でございます。

歳入でございますが、総務課関係、22ページ、23ページをお開きください。

国庫支出金、国庫補助金の8目、消防費国庫補助金で、消防防災施設等整備事業補助金として、

防火水槽4基設置分の補助金を計上しております。

26、27では、府支出金、府補助金の8目、消防費府補助金で、地域防災力総合支援事業補助金として、消防ポンプ自動車1台更新分の補助金を計上しております。

次に、38、39ページからの歳出てございますが、議会費は議員報酬、職員人件費などが主な経費でございまして、議会運営上必要な経費を計上しております。

42、43ページからの総務費の一般管理費は、人件費が主な経費でございます。常勤の特別職を含む職員の人件費でございますが、先ほど議案第11号から13号で提案させていただきました給与関連3条例の改正案に基づき計上いたしております。

その他、例年の事務事業に要する経費や、47ページに合併記念事業として町民憲章を広報、 周知する経費、49ページでは、町の花木普及事業として、それぞれのシンボルデザイン制作経 費などを計上いたしております。

- 52、53ページからの財産管理費は、3庁舎の維持管理、マイクロバス運行事業経費、普通 財産の維持管理費を計上しておりまして、19ページでは15節、工事請負費に、厚生会館解体 工事費を計上しております。この建物は岩滝地域にあり、現在、社会福祉法人京都府聴覚言語障 害者福祉協会に無償で貸与し、与謝郡聴覚言語障害者センターとして活用されておりますが、更 地にした後、同協会に有償で土地の貸し付けを行いたいとするものでございます。
- 82、83ページからは選挙費でございますが、現在のところ予定されております選挙はございません。
- 84、85ページからは統計調査費用、88ページ、89ページからは監査委員費を計上しております。

次に、飛びまして232、233ページからの消防費でございます。

常備消防組合の負担金は、先ほど議案第31号で提案させていただきました変更後の負担割合で計上しております。非常備消防費の消防団活動運営事業では、隔年で開催されます京都府消防操法大会等への参加経費も計上いたしました。

また、昨年12月に策定いたしました与謝野町消防施設等整備計画に基づき、団員の活動服を統一支給する経費や、235ページ下段からの消防施設等整備事業の、237ページ、工事請負費で、消火栓8基、防火水槽4基、備品購入費で、加悦第分団に配備する予定の消防ポンプ自動車購入費を、また、239ページの中段では、デジタル防災行政無線を全町に拡充するべく、調査業務委託料を計上いたしております。

次に、会計が異なりまして545ページをお開きください。

財産区特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ892万 6,000円で、前年度と同額でございます。としております。553ページに歳入の内訳、 555ページの歳出で、それぞれの財産区に支出するものでございます。

財産区の予算・決算につきましては、監査委員からのご指摘もあり全財産区の予算を計上するべく努力をいたしましたが、ご理解をいただくまでには至らず、前年度と同様の予算計上となったものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、総務課所管予算の概要説明とさせていただきます。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) それでは企画財政課所管分につきまして、予算の概要説明を行わせていただきます。

まず、歳入からでございますが、14、15ページをお開き願いたいと思います。

第9款の地方交付税でございますが、普通交付税を39億5,000万円、特別交付税4億円、 合わせて43億5,000万円を計上いたしております。

普通交付税の算定で新設されます地方再生対策費の配分予定額は、与謝野町は1億100万円程度でございます。個別算定経費は1.0%程度、包括算定経費は2.5%程度のともに減額の見込みでございまして、事業費補正や公債費の増減を調整し、計上いたしたものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。

第13款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、総務費国庫補助金、第1節、総務管理 費補助金で、合併市町村補助金を2,000万円計上いたしております。地域情報化計画の策定、 障害者計画及び障害者福祉計画策定事業などに充当する計画でございます。

次に、34、35ページをお開き願います。

第20款、町債は、総額11億5,680万9,000円の借り入れ予定でございますが、そのうち合併特例債は地域振興基金積立分も含め5億7,700万円でございます。そのほかは辺地債、合併推進債、臨時財政対策債などとなっております。

次に、歳出、50、51ページをお開き願います。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第2目、文書広報費は、280万3,000円を計上 いたしております。町報等の発行経費を計上いたしたものでございます。

その下の第3目、財政管理費でございますが、52、53ページの第24節、投資及び出資金に250万円を計上いたしております。ご承知のように、今まで公営企業金融公庫という国の政策金融機関があり、地方公共団体の行う上下水道、交通、病院などの事業を行うための地方債の貸し付けを行っていましたが、地方公営企業等金融機構法が成立し、本年10月から地方公共団体が共同して成立、運営する地方公営企業金融機構に生まれ変わることになり、全国の市町村が出資を行うことになりました。出資額の250万円は、標準財政規模割と貸付残高割との合計額になっております。

次に、58ページ、59ページをお開き願います。

第6目、企画費は、1億9,052万8,000円を計上いたしておりますが、前年度より 1,978万8,000円の減額となっております。総合計画や男女共同参画の計画、町勢要覧 等の策定作業が終了したことによるものでございます。

計上いたしております予算の主なものといたしましては、丹後地区広域市町村圏事務組合負担金が438万7,000円、自治振興補助金が650万円。61ページでは、一番下に地域振興基金積立金1億7,643万4,000円などでございます。

7目、人材育成費は、62、63ページにふるさと人づくり研修事業を71万4,000円計上いたしております。

8目、国際交流費は、232万円を計上いたしております。アベリスツイス交流事業は、20年度は当町からアベリスツイスに派遣する年でございまして、所要額を計上いたしたものでございます。

次に、64、65ページをお開き願います。

10目、情報システム費は、6,594万1,000円を計上しており、前年度より2,989万6,000円の増額となっております。電算システム管理運営業務の第13節、委託料に、プログラムネットワーク設定委託料2,926万9,000円を計上いたしておりますが、主なものといたしましては、後期高齢者医療制度対応分や税の共同徴収システム対応分などでございまして、これらが増額の原因となっております。

66、67ページをお開き願います。

第11目、地域情報推進費は、915万2,000円を計上いたしておりますが、前年度より335万円の減額となっております。ライセンス更新料を、電算システム管理運営業務に組みかえたことによるものでございます。

次に、70、71ページをお開き願います。

13目、有線テレビ整備費は、458万6,000円計上いたしております。合併以来、与謝野町の地域情報化をどのように進めるか部内で協議を進めてまいりました。旧町間の格差是正、あるいは地上デジタル放送の開始に伴う難視聴対策などを、総合的に解消する方法を探ってまいりました。

まず、与謝野町の地域情報化の問題点でございますが、CATVによるテレビの自主放送が加 悦区域でしか試聴できない。インターネットのスピードが十分確保されていない地域が、野田川 区域に存在する。防災行政無線が加悦区域に整備されていない。テレビの難視聴地域が、野田川、 岩滝区域に存在し、地デジ対応が迫られているなどということでございます。

このような問題点を解決するためには、光ファイバーの全町整備が最も適していると判断をし、 光ファイバーを中心にした地域情報化計画の策定費を計上いたしたものでございます。

次に、74、75ページをお開き願います。

第15目、地域交通対策費でございますが、地方バス路線運行維持支援事業で、丹海バス等への補助金を計上いたしているところでございます。

その下の北近畿タンゴ鉄道利用促進対策事業では、経営対策基金拠出金など総額2,666万 4,000円を計上いたしているとこでございます。

その下の地域交通対策費一般経費では、地域公共交通会議委員報償費を計上いたしておりますが、町営バスの運行についてさらに議論を深め、実現に向けて努力していきたいと考えているところでございます。

以上が、一般会計でございます。

次に、土地取得特別会計について、ご説明を申し上げます。457、458ページをお開き願います。

1款、公債費では、土地開発公社で先行買収してる公共用地分の支払利子を118万 8,000円計上いたしております。

2款、諸支出金は、土地開発基金への積立金18万6,000円を計上いたしております。 以上が、土地取得特別会計でございます。

以上、企画財政課所管分の予算概要につきまして、ご説明を申し上げました。よろしくお願い をいたします。 議 長(糸井満雄) 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長(和田 茂) それでは私の方からは、加悦地域振興課所管の有線テレビ管理費につきまして、簡単にご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、歳入でございますが、17ページをお開きいただきたいというふうに思います。

17ページの使用料及び手数料の中の企画情報使用料、17ページの中段あたりに企画情報使用料がございます。有線テレビの使用料、並びにインターネットの使用料を計上させていただいております。3,528万4,000円でございますが、前年度と比較いたしまして160万円余り増加となっております。これはインターネットの加入者が増加した結果によるものでございます。歳入の主なものにつきましては、以上でございます。

次に、歳出でございます。67ページの下段から69ページにかけまして、有線テレビの管理 費等の予算を計上させていただいております。

12目、有線テレビ管理費、有線テレビ施設管理運営事業でございますが、ここでは主なものといたしまして、有線テレビの放送に必要な電送路の保守管理委託料等173万7,000円、また、関西電力柱とかNTT柱へのケーブルの強化料に317万9,000円を計上し、臨時的な経費といたしましては、工事請負費といたしまして、ケーブルの移設工事費100万円を計上いたしております。

次に、69ページ、有線テレビ番組制作事業でございますが、臨時職員の賃金214万4,000円を初めといたしまして、収録用のテープなど購入経費を計上をさせていただいております。

また、71ページの有線テレビのインターネット事業では、インターネット専用回線使用料に227万2,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、299万9,000円の減額となっております。これは以前にもご説明をさせていただきましたとおり、通信回線をNTTからK-オプティコムに変更したことによるものでございまして、299万9,000円の減額になったものでございます。

また、このほかでは農業気象情報事業につきましては、これまでテレビの5チャンネルで加悦地域5カ所の雨量等のデータ等を解析して、お天気チャンネルとして加悦地域だけ放送をいたしておりましたが、情報機器の故障なり精密機器の更新に、非常に多額の経費が必要になるということもございまして、有線テレビのデジタル化を契機に、この気象情報をデータとして5チャンネルで放送する事業を、20年度からは中止をさせていただきたいというふうに考えております。ただ、雨量情報につきましては、防災の観点からも必要ということがございまして、今後もデータは取得し、防災に役立てることとしたいというふうに考えておりまして、その更新のためのメンテナンス委託料に、有線テレビ管理費として160万円を計上いたしております。

以上が、有線テレビの主な事業でございます。よろしくお願いしたいというふうに思います。

議 長(糸井満雄) 日高税務課長。

税務課長(日高勝典) それでは、続きまして税務課所管分につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入の方からご説明をさせていただきます。いたします。予算書の12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

1款、町税でございますが、1項、町民税では、1目、個人分につきましては、7億6,037万8,000円、2目、法人分につきましては、1億3,489万円で、町民税の合計で8億9,526万8,000円を見込んでおります。

2項、固定資産税につきましては、1目、固定資産税は8億3,694万6,000円、2目、 国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、これは京都府の府営住宅だとか教、員 住宅等、土地、建物に対します京都府からの交付金でございます。これを1,293万円、固定 資産税の合計で、8億4,987万6,000円を見込んでいます。

3項、軽自動車税につきましては、5,473万1,000円を見込んでおります。

4項、町たばこ税につきましては、1億2,797万円を見込んでおります。

5項、都市計画税につきましては、滞納繰越分を12万1,000円見込んでおります。

これら町税の総額といたしまして、19億2,796万6,000円を歳入として計上いたしております。前年度予算と比較いたしまして1,429万2,000円の増額となっております。次に、26ページ、27ページをお開き願います。

府支出金の3項、委託金、1目、総務費委託金でございますが、2節、徴税費委託金は、府民 税徴収事務委託金といたしまして5,280万円を見込んでおります。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げたいと思います。76ページから79ページにかけまして徴税費がございます。79ページをお開き願いたいと思います。

2款、総務費、2項、徴税費、1目、財務総務費で、税務総務費一般経費の19節、負担金補助金及び交付金で、税務共同化準備組織事務費負担金といたしまして5万円を計上させていただいております。これは税務共同化組織が設立に向けて、準備委員会を立ち上げられます。それにかかります市町村の負担金でございます。

その下、23節、償還金利子及び割引料の過誤納還付金でございますが、前年度と比べまして2,200万円増額の2,500万円を計上させていただいております。これは税源移譲に伴いまして、住民税の減額割賦税が発生しております。この分を約1,200万円ほどと見込んで2,400万円計上させていただいております。この税の還付につきましては、今年度限りの措置でございます。

それから2目、賦課徴収費、賦課徴収一般経費の委託料で、共同徴収支援システム連携データ 作成業務委託料といたしまして、39万6,000円を計上させていただいております。これも 先ほど申し上げました税の共同化に向けまして、電計データ作業の新たなシステムを組織で開発 されます。それに当町のデータを連携させるための業務委託料でございます。

以上、甚だ簡単でございますが、税務課所管分の説明とさせていただきます。どうぞよろしく お願いいたします。

議 長(糸井満雄) 藤原住民環境課長。

住民環境課長(藤原清隆) それでは、続きまして住民環境課所管分の予算概要につきまして、部分的に ご説明を申し上げます。

歳出の方から説明をさせていただきます。83ページをお開きください。

2款、総務費、1目、戸籍住民基本台帳費の2段目、住民基本台帳事業でございますが、平成

21年5月21日までに施行されます裁判員制度、並びに住民基本台帳法の改正に伴います既存住基システム改修委託料としまして、233万4,000円を計上しております。

次に、141ページをお開きください。

4款、衛生費、3目、環境衛生費の2段目、環境美化保全対策事業でございますが、環境3Rの推進の一環としまして、旧クリーンセンター管理棟の隣接地に、2,000リットル規模の公用車の地上式給油施設を設置します経費としまして、13節に設計監理委託料50万円、15節に工事請負費300万円を計上しております。

次に、147ページをお開きください。

4款、衛生費、2目、塵芥処理費の下段の一般廃棄物処理委託事業でございますが、13節に 廃棄物広域処理委託料としまして、対前年度1,682万6,000円増の1億1,753万 6,000円を計上いたしました。これは宮津市清掃工場のガス冷却棟と耐火物の改修に 4,450万円が必要となりまして、この前の全員協議会で説明をいたしました委託料の算定基 準の見直しにかかわらず、増額となったものでございます。

次に、149ページをお開きください。

上段には、今回の補正予算にも計上させていただきましたが、清掃工場期間延長自治振興負担 金70万2,000円を計上させていただきました。

次に、同じページの15節に、旧野田川処分場保全等工事費としまして、2,701万8,000円を計上いたしております。内容といたしまして、平成15年3月に埋め立てが完了しました幾地の旧野田川最終処分場の保全工事に1,700万円、それから本年2月29日に完成いたしました資源ごみのストックヤードの維持管理のための構内舗装工事に900万円、加悦最終処分場の汚泥移送ポンプ設置工事に101万8,000円を予定しております。

次に、153ページをお開きください。

3目、し尿処理費の中段の野田川衛生プラント施設設備事業の15節に、ボイラー等更新工事費としまして1,800万円を計上しております。主なものとしまして、平成11年度に設置をしましたボイラーの腐食等に伴います更新工事として315万円、作業員の事故防止のための感線電線改修工事として413万円、建物の延命化のための外壁塗装工事として409万円を予定しております。

また、18節に備品購入費としまして、926万円を計上しております。機械機具費としまして脱臭塔の循環ポンプの購入、及び発酵乾燥機の支持ローラーの購入に250万円。また、自動車購入費としまして、平成19年度に更新を見送りました収集車と収集車用計量器の購入費用、667万円を予定しております。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。17ページをお開きください。

11款、分担金及び負担金、3目、衛生使用料、2節、清掃使用料の野田川衛生プラン施設使用料を、下から5番目でございますけども、平成19年度の決算見込み、並びに与謝の海病院の下水道接続によります減額を見込み、1,540万円を計上いたしました。

次に、21ページをお開きください。

3目、衛生手数料、2節、清掃手数料のくみ取り手数料の現年度分、上から4段目でございますけども、平成19年度の決算見込みから勘案し、7,920万円を計上いたしました。

次に、同じページの下から4段目の13款、国庫支出金、2目、総務費国庫補助金、1節、総務管理費補助金の既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金96万3,000円は、歳出でも説明いたしました裁判員制度の施行に伴います、住民票システムの改修に伴うものでございまして、全額国庫補助の対象でございます。

次に、23ページをお開きください。

最上段の3目、衛生費国庫補助金、2節、清掃費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金で、 ストックヤード構内の舗装に伴います事業費900万円の3分の1、300万円を計上いたしま した。

次に、35ページをお開きください。

19款、諸収入、3目、雑入、1節、雑入の資源ごみ売払収入、説明欄の8段目でございますけども、対前年度228万1,000円増の300万1,000円を計上いたしました。これは町内から出されております資源ごみのうち、宮津市の業者に売り渡しております新聞、雑誌、段ボール、紙パック、アルミ、スチール缶につきまして、売り渡しの単価等につきまして協議、調整をしました結果、昨年10月に合意に達しまして増額となったものでございます。

以上、簡単でございますが、住民環境課所管分の概要説明とさせていただきます。よろしくお 願いをいたします。

議 長(糸井満雄) それでは、ここで休憩を取ります。4時15分まで休憩します。 それでは、休憩に入ります。

(休憩 午後3時56分)

(再開 午後4時15分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

あらかじめ申し上げます。本日、議事の都合により、5時以降も審議を継続をいたします。 それでは、引き続き担当課長の説明をお願いをいたします。

岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) それでは、福祉課の所管分についてご説明申し上げます。

ー般会計の歳入からご説明申し上げますので、予算書の16ページ、17ページをお開きくだ さい。

11款、分担金及び負担金の2目、民生費負担金は、養護老人ホーム入所措置にかかる高齢者福祉費負担金を19名分、813万3,000円、児童数602名分の保育料など児童福祉費負担金を、1億5,788万7,000円を計上しておりますが、保育料は定率減税の廃止、所得税の税源移譲に伴いまして6月分から改正することになりますので、あわせて保育料全体についても見直すこととしております。

13款、国庫支出金、14款、府支出金は、前年度に引き続き実施の事務事業がほとんどで、特に申し上げるものはございませんが、24ページ、25ページをお開きください。

2目、民生費府補助金の5節、児童福祉費補助金に、「のびのび育つ」こども応援事業費補助金1,254万9,000円を計上しておりますが、これは放課後児童クラブ、子育て支援センター、母親クラブなどの補助金が組かえられたものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。

19款、諸収入の1目、民生費貸付金元利収入の3節、災害援護資金貸付金元利収入は、平成 16年10月に発生しました台風23号被害による貸付金22件、3,270万円について、平 成20年度から26年度までの7年間で償還していただく計画になっておりますので、利子 98万1,000円を含む553万8,000円を計上しております。

続きまして、歳出の3款、民生費でございますが、95ページをお開きください。

1項、社会福祉費の1目、社会福祉総務費の地域福祉空間整備事業でございますが、交付金 1,500万円を計上しております。現在、岩滝地内で町所有の建物を貸し付け、与謝郡聴覚言 語障害者デイサービスセンターが運営されておりますが、建物の老朽化に伴いまして、運営法人 が新築による整備を検討されておりますので、その社会福祉法人に対し支援することにしている ものでございます。

また、野田川圏域では、小規模多機能型居宅介護施設、岩滝圏域では、認知症対応型グループホームの整備が検討されておりますが、事業計画がまとまりましたら補正予算を計上させていただきたいと考えております。

101ページをお開きください。

2目、障害者福祉費の障害者福祉計画策定事業は、平成18年度に計画を策定いたしましたが、 第1期計画期間が20年度で終了し、21年度から23年度までの第2期計画を見直すことになっておりますので、計画策定委託料を304万5,000円計上しております。

103ページをお開きください。

障害者福祉施設整備事業は、総額で1,036万円を計上しております。11節、需用費の修繕料126万円は、3庁舎の障害者用トイレを、オストメイト対応トイレに一部修繕することにしているものでございます。

また、15節、工事請負費700万円、17節、公有財産購入費140万円、22節、補償金70万円は、いずれも障害者グループホーム、ケアホーム及び就労継続支援施設に改修しました施設への、食材などの搬出入道路の整備にかかる経費を計上しております。

105ページをお開きください。

障害福祉費一般経費の13節、委託料のシステム開発業務委託料は、7月から障害福祉サービスの利用者負担等の見直しが予定されておりますので、システム改修費330万円を計上しております。

119ページをお開きください。

2項、児童福祉費の1目、児童福祉総務費の児童遊園地管理運営事業でございますが、廃棄物 処理等手数料を100万円計上しております。19年度に町内36児童遊園の遊具116基を点 検いたしましたが、多くの遊具の老朽化が著しく、使用するには危険な状況にございますので、 撤去費用を一定額計上しているものでございます。

121ページをお開きください。

次世代育成支援行動計画策定事業は、141万8,000円を計上しております。現計画は平成17年度から21年度までの5年間を前期計画として、合併前の平成16年度に策定いたしましたが、平成22年度から26年度を後期計画として見直すことになっておりますので、ニーズ調査、その分析を実施するため委託料を計上しているものでございます。

125ページをお開きください。

2目、児童福祉施設費の保育所管理運営事業の18節、備品購入費344万円の中には、各保育所にAEDを設置するため8台分、240万円を計上しております。

また、保育所整備事業は、桑飼保育園の下水道接続工事、岩滝保育所の乳児室エアコン設置工事に関連します委託料、工事請負費など1,158万円を計上しております。

130ページ、131ページをお開きください。

3項、災害救助費の1目、災害救助費の19節、負補交の災害援護資金利子補給金は、償還計画に基づき元金及び利子を償還された貸付に対し、利子3%のうちの2.6%を利子補給するため85万円を計上しております。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。413ページ、414ページをお開きください。

事業勘定の歳入の1款、保険料の1目、第1号被保険者保険料は、総額で3億2,758万8,000円を計上しております。介護保険料の激変緩和措置を、平成20年度も引き続き実施するための介護保険条例の一部改正を提案させていただきましたが、対象者は962名で、約600万円の減収を見込んでおります。

3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金につきましては、それぞれ負担割合が定められておりますので、その割合に基づき計上しております。

415ページ、416ページをお開きください。

6款、繰入金の1項、一般会計繰入金は、総額で2億6,818万円を計上しております。

417ページ、418ページをお開きください。

歳出の1款、総務費の1項、総務管理費の1目、一般管理費でございますが、平成21年度から23年度を計画期間とします第4期介護保険事業計画を策定するため、8節、報償費に委員等 謝礼43万8,000円、13節、委託料に計画策定委託料346万5,000円などを計上しております。

423ページ、424ページをお開きください。

3款、地域支援事業費の1項、介護予防事業には、65歳以上の高齢者が要支援、要介護状態にならないよう運動機能の維持、改善、あるいは町民主導の自主的活動の支援などにかかる経費を計上しておりますが、426ページの13節、委託料に、介護予防事業委託料600万円を計上しております。保健師が実施する特定高齢者の運動機能の維持、改善プログラムは人数が限定され、3カ月間、12回程度で終了することになりますので、終了者を対象としたフォロー事業を介護保険事業者に委託することにしているものでございます。

サービス事業勘定につきましては、特に申し上げるものはございません。

簡単ではございますが、福祉課所管の予算説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) 続きまして、保健課所管の予算につきまして説明をさせていただきます。

説明させていただきますのは、一般会計、国民健康保険特別会計の事業分と直診分、そして老 人保健特別会計、新しくできました後期高齢者特別会計につきまして説明をさせていただきます。 まず、一般会計の歳入からご説明を申し上げたいと思いますが、昨年度と異なった項目を中心に説明をさせていただきます。

まず、予算書の22ページ、23ページをお開きください。

この14款の府支出金、2目、衛生費府負担金でございます。この22ページの一番下側の衛生費府負担金でございますけれども、この前に2目になりますので、「2」が抜けておりますので、「2」を挿入していただきたいというように思います。

これにかかわりまして、23ページの一番下側に、後期高齢者医療保険基盤安定負担金というのが3,722万2,000円計上をさせていただいております。これにつきましては、国民健康保険でもありますけれども、低所得者の方の保険料を7割軽減、5割軽減、2割軽減いたしますけれども、その軽減分として交付されるものでございます。

次に、35ページをお開きください。

この35ページの19款、諸収入の雑入のとこの、右側のページのその枠の中の説明欄の一番下側に、後期高齢者医療保険事業費補助金101万円がございます。これにつきましては、この後期高齢者の方に対する健診事業というのを、町が行うということになっております。その町が行った健診に対しまして、広域連合より交付されるものでございます。

続きまして、歳出につきまして主なものをご説明を申し上げたいというように思いますけれど も、ページが少し飛びまして111ページをお開きください。

3目、高齢者福祉費の高齢者福祉費一般経費にかかる19節の後期高齢者療養給付費負担金といたしまして、1億8,099万円というのがございます。これは平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の療養費にかかる負担金で、広域連合で定められた一定のルールに基づきまして計上をいたしております。

また、28節の繰出金、このページの中にあるんですけども、この後期高齢者医療特別会計繰出金として6,236万8,000円を計上いたしております。これは特別会計の運営におきまして、一般会計で負担する広域連合等の共通経費や、保険料軽減分の基盤安定分を計上いたしたものでございます。後期高齢者医療制度ができることによりまして、老人保健特別会計への繰出金は、昨年度当初については1億8,056万5,000円という大きな金額を繰り出しておりましたけれども、ここに書いてございますように、今年度については3,194万3,000円と激減をいたしております。

137ページをお開きください。

このページの上側に健康診査事業というのがございますけれども、総額で3,277万円を計上いたしております。これは特定健診を初め胃がん検診等にかかる費用でございます。20年度の健診費用につきましても無料としておりますので、病気の早期発見や自身の身体状況を確認する意味で、多くの方に受診いただきたいと思います。

以上、大変簡単ではございますけれども、一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計の説明といたしまして、471ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計の事業勘定でございますけれども、総額で28億8,475万円の予算を立てさせていただきました。対前年度比としましては、12.2%の増ということになっております。

480ページ、481ページをお開きください。

歳入の1款、国民健康保険税として課税させていただく金額につきましては、その年に必要な 歳出の対しまして、国庫補助金等の特定財源を引いた額を、保険料としていただくこととして計 上させていただいております。

現年度分の一般被保険者、退職被保険者とも医療給付費分といたしましては、1人当たり4万9,110円をベースに、また、介護納付金分につきましては、1人当たり2万80円をベースに計上いたしております。また、今年度から新たに後期高齢者支援分としては、1人当たり1万7,520円をベースに算定させていただいておりまして、滞納徴収分を含めまして税といたしましての総額は、6億8,079万円を計上させていただきました。

なお、保険税の応益・応能比率につきましては、今年度も50対50ということにしまして、 軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減の軽減を適用するということでございます。20年 度につきましても低所得の方については、負担軽減を図ってまいりたいというように思っており ます。

482ページ、483ページをごらんください。

6款、前期高齢者交付金につきましては、平成20年度より新たに5億534万6,000円を計上いたしております。これは退職医療費制度が一定整理されます。これまで60歳から75歳まで15年間、この退職医療制度というのがありましたけれども、今回整理されますのは、60歳から65歳の5年間に圧縮をします。この財源であった収入につきましては、療養給付費で交付されておりましたけれども、これが大きく減にしまして、この65歳から75歳の退職で見ていた方についても、一般被保険者の療養費に変更するという改正をさせていただきました。この改正によりまして、その費用額を入れております。

次に、488ページをごらんください。

歳出の2款の保険給付費、1項の療養諸費の支出合計額、ちょうどこのページの中ほどの合計額のとこなんですけども、本年度の支出総トータルが17億3,982万円支出をさせていただいております。これにつきましては、19年度の実績に基づきまして計上をさせていただいております。対前年度に比べまして、14.7%の大きな医療費のアップということになっております。

492ページをお開きください。

このページの上に、後期高齢者支援金等というのがございます。これは後期高齢者医療制度を支える拠出金でございまして、総額で3億2,501万1,000円を計上いたしております。この後期高齢者支援金の創設によりまして、同じページに5款、老人保健拠出金というのがございますが、今年度については、5,885万2,000円を計上させていただいておりますが、これは対前年度に比べまして、2億7,159万円の減というように大きな減額ということになっております。

続きまして、494、495ページをお開きください。

8 款の保健事業でございますけれども、1目の特定健診等の事業費で、2,598万円を計上させていただきました。今年度から健診事業につきましては、各保険者が行うというように改正されたところでございまして、国保加入者の方の健診費用を計上いたしております。

以上、国保の事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、502ページから、今度は直営診療所、直診勘定をご説明申し上げます。

この診療所分につきましては、昨年度と比較しまして255万円多い、7,996万円の予算を組ませていただいております。現在、国保診療所につきましては、2名の医師をお願いし、週5日の診療をさせていただいております。

508、509ページをお開きください。

この歳入の診療収入、1項の外来収入の合計額といたしましては、5,903万5,000円を計上いたしておりまして、診療収入も一定落ちついてきたかなというように思っております。

508、509ページの欄の、この欄の一番下側には一般会計からの繰入金2,000万円を 計上しております。

5 1 0 ページから歳出に入らせていただくんですけども、 5 1 0 ページから 5 1 5 ページにわたりまして歳出を上げておりますけれども、これについては診療所の医師の報酬でありますとか、薬品等の購入費用、または運営経費を計上しておりますけれども、先ほど言いました一般会計からの繰入金がなるべく少なくなるよう、経費節減に努めてまいりたいというように思います。

以上、事業勘定と直診勘定を説明させていただきましたけれども、いずれも医療給付費等の変動により財政運営が大きく変わることから、医業費の動向には十分注意をしながら財政運営に努めてまいりたいと思います。

続きまして、老人保健特別会計でございます。519ページらでございます。

平成20年度の当初につきましては、3億9,663万円の予算で、前年予算と比較しまして 18億2,305万8,000円の減額として組ませていただきました。

この20年度の予算につきましては、20年4月から始まります後期高齢者医療制度に移行するということでありますので、この20年度として見る予算は、20年3月分の1カ月分の医療費の支払と、また、月遅れ請求なんかの支払として組ませていただいたものでございます。この会計につきましては、平成22年度限りで、この特別会計を廃止するということになっております。

最後に、後期高齢者特別会計でございますが、532ページからでございます。

20年度から新たに特別会計を設置しまして、予算総額は2億3,272万円で組ませていただきました。

まず、歳入でございますけれども、539ページ、540ページをごらんください。

1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料につきまして、特別徴収と普通徴収の分、合わせて1億7,028万2,000円を計上させていただいております。これは広域連合で決定しました与謝野町の保険料を計上いたしておりまして、1人当たりの保険料は、被保険者均等割額3万7,440円、所得割額は6.89%で算定をしております。

同じページの3款、繰入金、1目、一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金、保険基盤 安定繰入金、合わせて6,236万8,000円を計上しております。

次に、541、542ページをお開きください。

歳出のほとんどを占める2款、後期高齢者医療広域連合の納付金につきましては、2億 3,075万円を計上いたしております。これは広域連合の分賦金でありますとか、一般会計か らの保険基盤安定分、そして保険料として徴収した保険料総額の合計額を計上したものでございます。

以上、説明をさせていただきましたけれども、医療関係につきましては、それぞれの会計におきまして、平成20年度から大きな改正がされる中で予算を組ませていただきましたので、今後とも国等の動向をに十分を注意をしながら、適正に予算執行をしていきたいというように思います。

以上、大変長くてりましたけれども、保健課の所管分として主なものを説明させていただきま した。よろしくお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 浪江農林課長。

農林課長(浪江 学) 農林関係の予算につきまして、主な事務事業をご説明申し上げます。

156ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費の1目、農業委員会費は、総額で1,667万9,000円を計上しております。26名の委員報酬のほか、委員会だよりの発行、委員の活動経費全般を計上しております。

次に、160をお開きください。

3目、農業振興費は、総額で8,932万8,000円を計上しております。

主なものとしましては、農業団体活動支援事業で、農事組合や農業団体の活動に対し支援してまいりますほか、水稲共同防除事業、生産調整の推進や、営農指導推進員を設置し、認定農業者や新規就農者への営農支援、あるいは中山間地域の直接支払交付金事業などを継続してまいります。

また、自然循環推進事業、京の米産地づくり事業に、安心・安全な米販売支援事業に一定額を 計上し、豆っこ肥料を活用した京の豆っこ米の生産を全町域に推進し、生産面積を拡大していき たいと考えております。

さらに、農地・水・環境保全向上対策事業を継続し、農家と非農家が一緒になって、地域全体で農地や農業用施設などの資源を守るとともに、良好な農村環境の形成に向けて行う地域活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、168ページの4目、農地費でございますが、総額で6,941万8,000円を計上しております。農道の補修や水路の浚渫等、地元が施工をされます農業用施設の管理事業について、一定額の補助金や原材料費を計上して支援してまいりますほか、香河地区の日晩寺、並びに石田地区の農道舗装事業の継続や、新規に温江の堀池排水路、石川上地の加井用配水路の改良を行う計画でございます。

さらに懸案でありました明石のゾブ川改修事業に着手したいと考えておりまして、まず、測量 設計費を計上いたしております。平成21年度から3カ年の計画で、改修工事を進めてまいりた いと考えております。

また、土地改良区事業では、昭和54年から約30年間にわたり運営してこられました加悦土 地改良区について、平成19年度末で償還業務を完了することから、本年中をめどに解散手続を 進めていかれることとなっております。

次に、170ページの5目、畜産業費でございますが、町内の畜産農家に対し、病気にかから

ないための検査手数料補助や子牛の生産奨励補助など、総額で11万8,000円計上し、支援 を継続してまいりたいと考えております。

次に、172ページから178ページにかけて、7目、農業施設管理費として、各所管施設の管理運営経費を計上しておりまして、総額では4,697万9,000円となっております。この中では173ページの有機物供給施設管理運営事業で、豆っこ肥料製造にかかる発酵処理機等設備整備工事費を計上いたしており、老朽化する機械の更新を図り、一定の量産体制を整えてまいりたいと考えております。

また、175ページの冷凍米飯確保施設管理運営事業では、成形加工室空調改修工事費を計上をしており、室内設定温度を一定に保ち、衛生面における加工食品の品質向上を図り、食品の安全性に対応してまいりたいと考えております。

次に、178ページをお開きください。

2項、林業費の2目、林業振興費は、総額で6,595万4,000円計上しております。

森林整備地域活動支援交付金事業や、小規模造林事業によるスギ、ヒノキの侵食や下刈りに対する補助、町有林やチョウコウ造林地の間伐事業、広葉樹の苗木支給事業、森林組合の緑の担い手育成事業などを継続してまいりますほか、有害鳥獣対策事業に約1,300万円を計上しておりまして、地域からたくさんご要望のあります防除施設設置事業にすべておこたえできるよう補助金等を計上するほか、捕獲檻の購入を9基に増設するとともに、シカ、イノシシの駆除にかかる処理手数料を、1頭当たり5,000円から7,000円に引き上げさせていただき、京都府や猟友会と連携を図りながら、有害鳥獣対策を強めていきたいと考えております。

また、林道整備におきましては、林道下谷線舗装工事費を継続して実施し、完了してまいりますほか、千年ツバキへのアクセス道路であります林道大桑線の実施設計費を計上し、計画的に舗装改良を進めていきたいと考えております。

そのほか、災害に強い森づくり事業や府営治山事業の実施により、堰堤設置や浚渫を進め、安心して暮らしていただける環境整備を図っていきたいと考えております。

184ページの3目、林業施設の管理費は、農林課が所管をいたします加悦木工加工センター及び岩滝コミュニティセンターの管理運営にかかる経費など、総額で232万4,000円を計上いたしております。

以上が、農林課所管分でございます。

なお、工事等の主要事業につきましては、当初予算資料のページ 5 2 、 5 3 に添付をいたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

議 長(糸井満雄) 太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) 続きまして、商工観光課所管部分につきまして、ご説明をさせていただきた いと思います。

特に収入につきましては申し上げることがございませんので、歳出からご説明をさせていただきたいと思います。 154ページをお開き願いたいと思います。

労働費でございますが、雇用促進事業では、本年も引き続き地域雇用創造調査研究報告書の具現化を図るために雇用創造協議会に加えまして、本年からワーキングチームとして運営委員会を立ち上げて、いろいろと雇用創出につきまして取り組みを行っていただきたいというふうに考え

ているところでございます。

あわせまして、雇用促進奨励補助金制度につきましても継続といたしまして、補助金162万円を計上いたしております。ちなみに平成20年度の対象予定者につきましては、7名ということで計上をさせていただいてるところでございます。

続きまして、168ページをお開き願いたいと思います。

商工費でございます。188ページからの説明になりますが、2目、商工振興費からでございますが、9事業にそれぞれ予算を計上いたしております。継続事業につきましては、説明を省略させていただきますが、新規事業や特徴的な事業のみ説明をさせていただきたいと思います。

初めに、商工会助成金でございますが、負補交に3,570万円を計上いたしております。ご 承知のように、3地域の商工会は4月に合併が決定しておりまして、それぞれ現在、商工会が新 商工会で取り組みます事業計画を策定中でございます。したがいまして、現在のところは事業を 確定しておりませんが、確定次第ヒアリングを行いまして、事業ごとに補助金を決定していきた いというふうに考えております。

続きまして、商工業者金融支援事業でございますが、平成20年度から新設します支援施策に つきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

不況対策融資利子補給の中のメニューとして、不況業種の活性化を支援したいということから、新たな支援を計画しておりまして、施設整備におきまして投資を行った場合、それに伴います借り入れにつきまして利子補給を新規に行っていきたいというものでございます。実質金利は0.5%、補給限度額は20万円、3年の利子補給を行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、産業振興事業でございますが、本年度から2年計画で与謝野町産業振興計画を策定することとし、その委員会の謝金を10万8,000円計上いたしております。また、商工業者の活性化を図っていきたいというふうに考えておりまして、従来のメニューに加えまして人材育成、商業活性化、創業、商品開発等の支援を行いたいというふうに考えておりまして、900万円を計上いたしております。

各支援施策の充実ということでございますが、具体的には、人材育成では、さらなる経営基盤の強化を図っていただくために企業等、従業員も含めまして費用な技術や経営力の向上を目的としました研修活動に参加した場合、その補助率2分の1でもって、補助金5万円を支払っていきたいという計画で進めているところでございます。

また、創業等への支援では、町内の企業の活性化と雇用促進を図っていくために、企業拡大や 立地企業で1,000万円以上の設備投資をされ、1名以上の雇用をされた企業に対しまして 100万円の支援を行っていきたいという計画で準備を進めているところでございます。

また、さらには新商品開発での支援では、異業種間の交流による技術開発を行っていただくための支援策といたしまして、取り組みに対しまして補助率2分の1、補助限度額50万円をもって支援をさせていただきたいと計画をしているところでございます。

次に、191ページの織物振興対策事業でございますが、本年度より新たな与謝野町商工会で 組織されます企業部会に、織物技能訓練センターを活用した織物振興事業を委託することとして おりまして、委託料300万円を計上いたしております。織物技術指導員を配置し、織物に関す る相談、指導を行うとともに、織物関係者の情報交換の場づくりや技術向上を図るために、各種 講座を委託するものでございます。

なお、20年度似つきましては、織物実態調査を実施する年でございまして、その調査員の謝金26万6,000円を計上いたしております。

次に、192ページ、3目、商工設備管理費でございますが、特に、商工関係の施設につきましては大きな修繕もなく、経常経費の予算計上として、特に申し上げることはございません。

次に、194ページ、4目、観光費でございますが、観光イベント事業では、ひまわり15万本、観光宣伝事業といたしましては、与謝野自慢を本年も実施したいということで予算計上を行っております。

197ページから199ページの観光費一般経費でございますが、報償費の22万5,000円は、与謝野町観光振興ビジョン策定委員の謝金を計上いたしております。19年度から既に策定準備委員会を立ち上げて検討いただいておりますけれども、20年度は策定委員会に移行いたしまして、ビジョンを策定したいというふうに思っております。完成は、年末を目標に事務を進めていきたいというふうに考えております。あわせまして、委託料の359万1,000円につきましては、策定にかかるコンサル料でございます。

5目、観光施設管理費でございますけれども、観光関連につきましては、11施設の管理運営を計上いたしております。特徴的なところを申し上げますと、大内峠一字観公園でございますが、もう既に指定管理者の承認をいただくために提案をさせていただいておりますけれども、指定管理料として270万円を計上いたしております。この指定管理料の270万円につきましては、指定管理資料の中には255万円で計上いたしておりましたけれども、その差額につきましては、若干組織が違います大内峠保勝会への委託料ということで、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、クアハウス岩滝でございますけれども、第5回補正でも収入減ということで、大きな補正減させていただきましたけれども、20年度におきましても、なかなか収入が上がらないという状況の中で予算計上をいたしております。収入見込みといたしましては、収入を申し上げておりませんけれども7,400万円を計画しておりまして、支出見込みが1億800万円ということで、一般会計からの持ち出しが3,300万円というような形で、予算計上をさせていただいております。一般経常経費につきましては、重油等の燃料費等の増がございますけれども、やはり入場者の激減と言いますか、収入が見込めないのが現状でございまして、地域経済の低迷等々の関係もありますけれども、やはりPR不足等々、まだまだクアの魅力を発揮するような取り組みをしなければならないというふうに考えておりまして、引き続き運営委員会等との連携を図りながら、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、滝のツバキ公園でございますが、500万円の工事請負費を計上いたしております。町の木でありますこのツバキ、シンボル公園でございますので、計画的な整備の第一弾として、園路並びに展望台等の改修を行っていくというものでございます。

それから、211ページをお開きください。

最後に、山の家管理運営費を計上いたしております。今回が本施設の予算計上は新規となります。予算計上いたしました経過を簡単に申し上げますと、本施設は京都府の施設でございまして、

旧加悦町時代に建設され、地元温江区に無償貸与をされまして、地元が青少年健全育成施設としてきょうまで管理をされてきました。

建設当時につきましては多くの利用者がございまして、一定の基金を積める状況にまで至っておりましたけれども、その後につきましては、その基金を崩しながらの運営ということで、非常に厳しい経営状況でございました。そういうふうな状況の中で、近年は類似施設等もたくさんございまして利用者が減少したということで、基金も取り崩しがもうできない状況になったというようなことでございまして、あくまでも京都府の施設でありますが、与謝野町が管理していくためにやはり調整をしました結果、管理運営委託料として5年間の収支等をかんがみまして、240万円をここに計上をさせていただいたものでございます。

以上が、観光関連施設でございます。引き続き収入が見込める施設におきましては収支のバランスが取れるように、そういう工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、商工観光課所管の予算でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 長(糸井満雄) 山﨑建設課長。

建設課長(山﨑信之) それでは建設課の所管します当初予算について、説明をさせていただきます。

建設課におきましては土木費全般、それから宅地造成事業の特別会計、それから石田の土地区 画整理事業特別会計について、ご説明をさせていただきます。

ただ、時間の都合もありますので、当初予算資料の中では20年度の当初予算、特に一般会計につきましては、主要事業を並べております。その中で土木費につきましては、耐震にかかわります補助事業、あるいは道路新設改良事業、あるいは河川改修事業、それから岩滝海岸線等の街路整備事業、それから土地利用計画策定等事業、それから都市公園整備事業ということが主要事業で上げておりますので、特に、その事業にかかわりますご説明をさせていただきたいというように思っております。

ページにつきましては、212ページ、213ページにあります土木費の土木総務費ですが、213ページの下段に耐震診断補助事業112万3,000円を計上しております。

これにつきましては、過去からやっております委託料で耐震診断の調査委託、本年度は2万8,000円を15件を見込んでおります。これについては、2分の1について国の補助事業ということになっております。

それから、19節の負補交につきまして、木造住宅耐震改修事業費補助金、これは本年新たにできた補助金でございまして、町としても一定予算をもったということになります。この補助事業については詳細がまだ決まってませんが、大まかに言いきます事業費の限度額を120万円としております。それを国・府が3分の1持ちます。それから町は6分の1を補てんします。本人は6分の3、2分の1を足しながら耐震改修事業を進めていくということになっております。

これにつきましては過去に耐震診断調査をされて、一定調査された後、耐震改修についてやられる事業について120万円を限度ということで、やらせていただくということになっております。

それから、ページが飛びまして218、219、道路新設改良費の中で、最下段の方に道路新設改良事業3億931万6,000円があります。

これにつきましては、国庫の事業として明石香河線、あるいは岩屋川線、それから石川上山田

線等を含む事業について、3億円を見込んでおります。

それから河川事業につきましては、その次のページ、223ページの下から2段目になりますが、これにつきましては河川改修事業ということで3,100万円を見込んでおります。

なお、その箇所につきましては、この予算資料の54ページで土木事業概要を載せ、それから55ページで地図で箇所を示しておりますので、参考にしていただきたいというふうに思っております。

それから225ページですが都市計画費の街路整備事業、ちょうど中段あたりに街路整備事業 ということで4,240万円というのを見ております。

これについては工事請負費で、平和通り整備、側溝工、あるいは擁壁工を500万円で工事がしたい、これは町の分です。それから負担金につきましては、岩滝海岸線の街路事業負担金ということで、本年度ほとんど事業が進んでいくだろう、海岸道路についてはほとんど道路ができるだろうということで、総事業費が2億9,000万円ほどかけてやられます。国についてはそれの10分の1.35、あるいは府の事業については10分の1の町の負担金を計上させていただいております。

それから次のページ、227ページの最上段、土地利用等状況調査委託料ということで、これにつきましては、与謝野町の土地利用計画を策定するための事前調査ということで、現在の土地利用の状況調査をする。本来的には岩滝地域では、都市計画区域決定をされておりますが、これについてはほぼ5年間隔で、土地利用の状況を調査しなければならないということがあるんですが、合併等も含めてちょっとその調査が遠のいております。その調査を岩滝地域でやるということなんですが、この利用状況調査については野田川、加悦地域にも広げて、現在どのような土地利用の状況になっているかを調査し、将来の土地利用計画のための資料とするということで、調査委託料を盛っております。

それから、同じページの最下段に都市公園整備事業ということで、8,017万8,000円ということで総額を上げておりますが、これにつきましては阿蘇シーサイドパークの整備工事ということで、阿蘇シーの徒渉池の玉砂利の舗装、あるいは駐車場から公園に入る木橋の工事等を実施するものでございまして、これにつきましても先ほどの資料の56ページに、阿蘇シーサイドパークの事業の概要が示してありますので、またごらんになっていただきたいというふうに思っております。

それで、歳入の方にまいりますが、これは23ページをお開きください。

土木費の国庫補助金、上から3段目、道路橋梁費の補助金ということで、道路改良事業補助金、 これにつきましては地方道路整備臨時交付金ということで、いわゆる明石香河線、岩屋川線、石 川上山田線にかかわります事業の55%の国庫補助金を計上させていただいております。

それから都市計画費の補助金では、先ほどの阿蘇シーサイドパークの整備費8,000万円の 50%、4,000万円をみさせていただいております。

それから住宅費の補助金で、木造住宅の耐震診断補助金、これは国の方が2分の1ということで、21万円をみさせていただいております。

それから、27ページにいきますが、府の補助金、土木費の府補助金、住宅費の補助金で、木造住宅耐震事業で、府の分については4分の1の補助金で10万5,000万円を計上させてい

ただいておりますし、木造住宅耐震改修事業補助金は、国・府を合わせまして6分の2、3分の1の40万円を計上させていただいております。

以上が、一般会計でございます。

それから341ページ、与謝野町の宅地造成事業の特別会計について、ご説明をさせていただきます。351ページをお開きください。

歳出、分譲宅地の造成事業ということで、本年につきましては、工事請負費で三河内地域の大道分譲宅地の造成工事に入りたいと。それから需用費、印刷製本、あるいは広告料につきましては、日吉ケ丘等分譲宅地の残り地を販売するための広告を打ちたいということで、上げさせていただいております。

それから、日吉ケ丘の販売状況なんですが、総区画が18区画、昨年までの売却済みが5区画、残り13区画ということなんですか、現在、昨年暮れから仮という形で、2区画が仮の予約をされております。今は本契約に向かって関係機関との調整をされておるということで、今年度には間に合わなかったわけですが、春4月以降になりますと、2区画について本格的にお話が進んでいくんじゃないかなというふうな考えでおります。

それから、もう1つにつきましては、石田の土地区画整理事業特別会計ですが、460ページをお開きください。

これにつきましては、一般会計から2万5,000円を繰り入れをいたしまして、事務的経費、 旅費、あるいは消耗品等で整理をさせていただいておるところでございます。

以上、建設課が所管します予算について説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようにお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 鈴木教育長次長。

教育次長(鈴木雅之) それでは、私の方から教育委員会所管分の予算につきまして、主なものをご説明 を申し上げます。

まず、歳入でございますが、22ページ、23ページをお開きください。

13款、国庫支出金、2項、国庫補助金、9目、社会教育費国庫補助金、2節、小学校費補助金の中でございますが、その下から2番目に、安全・安心な学校づくり交付金としまし、4,848万円を計上しております。これは平成20年度は石川小学校の校舎と、市場小学校の屋内運動場の耐震補強工事を計画しておりまして、この耐震補強工事に対します文科省の交付金でございます。

その下の3節、中学校費補助金の中にも、同じように安全・安心な学校づくり交付金2,424万円を計上しておりますが、この交付金につきましては、江陽中学校の屋内運動場の耐震補強工事に対する交付金でございます。

さらに、その下の5節でございますが、社会教育費補助金でございます。国宝、重要文化財等保存整備費補助金としまして、1,568万円を計上しております。これは重要伝統的建造物群保存地区の保存修理事業ですとか、埋蔵文化財保存活用整備事業、さらには町内所在の遺跡環境詳細分布調査事業、こういった事業に対する国庫補助金でございます。

次に、26ページ、27ページをお開きください。

9目の教育費府補助金でございますが、この中の5節、社会教育費補助金でございます。先ほ

どの国庫補助金と関連をしてきますが、重要伝統的建造物群保存地区の保存事業費補助金としまして、661万6,000円、それから文化財緊急保存費補助金としまして50万円などを計上しております。

次に、28ページ、29ページをお開きください。

上段の部分でございますが、7目、教育費の委託金でございます。2節、小学校費委託金としまして、110万円を計上しております。これは石川小学校が拠点校として取り組んでおります、小学校における英語活動等国際理解活動推進事業という、この事業の委託金でございます。

続きまして、歳出でございます。歳出の主なものをご説明をさせていただきます。246ページ、247ページをお開きください。

2目の事務局費の中で、上から3行目になりますが、教育委員会マイクロバス運行事業としまして317万9,000円を計上しております。これは従来、加悦庁舎で管理をしておりましたマイクロバスを、新年度から教育委員会が管理をしていくこととなりまして、それらにかかります運転手等の賃金ということで経費を計上しております。

その下に、事務局費の一般経費の中の8節、補償費でございますが、学校等適正規模配置検討委員会(仮称)委員報償としまして、54万円を計上しております。こうした検討委員会を立ち上げまして検討を進めていくということで、この54万円につきましては、委員さん方の報償費でございます。

次に、48ページ、49ページをお開きください。

ちょうど中段あたりになりますが、3目、教育振興費の教育振興費の中で、スクールバス運行事業としまして、253万3,000円を計上しております。これは先ほどご説明をさせていただきました、教育委員会のマイクロバス運行事業とはまた別でございまして、昨年度から継続事業で、町道明石香河線の改良工事に伴っております。それにかかります、いわゆる香河地区ですとか、日晩寺地区の児童生徒を送迎しておりますスクールバスの経費でございます。

次に、256ページ、257ページをお開きください。

257ページの中段でございます。小学校の施設整備事業でございますが、歳入のとこでもご説明をさせていただきましたが、この委託料につきましては、委託料の耐震補強設計監理委託料750万円につきましては、石川小学校の校舎と市場小学校の屋内運動場のいわゆる設計監理委託料でございます。

その下の耐震補強設計委託料900万円、これにつきましては、来年度予定しております三河内小学校、市場小学校、山田小学校の3校分の校舎にかかります、耐震補強工事の実施設計委託料でございます。

さらに、その下の小学校の耐震補強工事としまして、1億3,500万円を計上しておりますが、先ほど歳入のところでもご説明をさせていただきましたが、文科省の交付金を受けまして、石川小学校、あるいは市場小学校の耐震補強工事を計画をしていくというものでございます。

次に、264ページ、265ページをお開きください。

中段よりやや下になりますが、中学校施設整備事業としまして委託料、総額で7,400万円、その中の13節の委託料で400万円、さらに15節の工事請負費で、7,000万円を計上しております。これにつきましては、いずれも江陽中学校にかかります、屋内運動場の耐震補強工

事の事業費でございます。

次に、270ページ、271ページをお開きください。

幼稚園の設備事業費でございますが、900万円を計上しております。岩滝幼稚園にかかります屋根の防水工事の改修ですとか、それから岩滝幼稚園並びに三河内幼稚園にかかります遊具の撤去費、及び設置費でございます。

それから282ページ、283ページをお開きください。

この283ページの上段の部分でございますが、地区公民館整備事業という事業名を書いております。その中の13節、委託料でございます。耐震診断調査委託料151万2,000円、さらに設計委託料330万円を計上しておりますが、これは四辻地区公民館の増築計画に伴います耐震診断の調査費ですとか、それから実施設計の委託料でございます。

次に、286ページ、287ページをお開きください。

ちょうど中ほどに、文化財保護活用事業705万6,000円を計上しております。この事業につきましては歳入のところでも、文化庁の埋蔵文化財の保存活用事業費のことをご説明をさせていただきましたが、古墳公園の埴輪資料館の展示パネルの改修ですとか、加悦町史編さん事業の総まとめとしまして、平成20年度に入りまして一応今の段階では、7月ごろにシンポジウムの開催を予定しておりまして、そういったシンポジウムの開催費につきましても、この中に含んでおります。

それから、288ページ、289ページでございます。

中ほどの伝統的建造物群保存対策事業費の中で、19節で伝統的建造物群保存修理補助金としまして2,646万4,000円を計上しております。これにつきましては、伝統的建造物群の保存地区より9件の修理計画の申請がございまして、それらにかかります補助金でございます。

それから、少し先に飛びますが、302ページ、303ページをお開きください。

社会体育の関係になっていきますが、中ほどにスポーツイベント開催事業という事業を計上しております。その中で、19節の負担金補助及び交付金の補助金でございますが、この中で大江山の登山マラソンの実行委員会補助金の250万円のほかに、その下に与謝野町駅伝競争大会補助金としまして124万円を計上しております。体育協会の主催で、町内を縦走いたします第1回目の駅伝競争大会の計画がなされておりまして、それの補助金でございます。

それから304ページ、305ページ、最後になりますが、305ページをお開きください。2目で社会体育施設管理費ということで、この305ページの方をごらんいただきますと、上段の方に屋外体育施設管理運営事業、さらに下の方には屋内体育施設管理運営事業というふうに事業名を分けております。これは昨年度までは施設別で予算計上をしておりましたが、いわゆる屋外体育施設、いわゆるグラウンドですとかテニスコート、そういった部分をまとめておりますのと、それから屋内体育施設につきましてはいわゆる体育館というふうに、2つのくくりに取りまとめをしまして、管理運営費を計上いたしております。

以上、長くなりましたが、教育委員会の所管の特徴的な予算についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長(糸井満雄) 芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) それでは水道課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

別添当初予算資料に、水道事業、簡易水道の5カ年計画の与謝野町水道整備計画によりまして、 予算計上をさせていただいております。

議案第43号、平成20年度与謝野町簡易水道特別会計からご説明申し上げます。

予算書の318ページをお開き願います。

第1条に、予算総額は、歳入歳出それぞれ9億8,198万円となっております。

続きまして、326ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、使用料は、3億2,703万3,000円を 見込んでおります。

次に、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、簡易水道補助金、1節、簡易水道補助金 は、補助対象額が9,601万2,000円に対しまして、補助率が4分の1でありまして、 2,400万3,000円を見込んでおります。

その下、3款、府支出金でありますが、これにつきましては、平成17年度から創設された補助金を5年分割で交付を受けるものでありまして、今年度は672万1,000円を計上いたしております。

そのほか歳入につきましては、特にご説明申し上げることはございません。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。330ページであります。

1款、総務費、1項、総務管理費でありますが、1目の一般管理費につきましては、事務事業にかかる予算を計上させていただいております。

次のページの2目、財政管理費につきましては、減債基金に673万8,000円、財政調整基金に6万1,000円を積み立てることといたしまして、合計679万9,000円を積立金として計上をいたしております。

その下、2款、維持管理費でございますが、各施設の維持管理費として、9,802万6,000円を計上させていただいておりますが、特にご説明申し上げることはございません。

次に、334ページの3款、改良費でございますが、1目、改良費、13節の委託料は、今年度の事業の実施設計委託料2,800万円、仮称ではありますが、新加悦浄水場の用地測量と、三河内簡易水道で計画をしております、新配水池の用地測量委託料を850万円計上いたしております。

15節の工事請負費につきましては、4カ所の簡易水道施設の整備と、また、明石香河線道路 改良関連の導水管布設替工事と、下水道関連排水管布設替工事は8地区予定をいたしております。

三河内簡易水道につきましては、四辻浄水場でも導入いたしました前処理施設と浄水施設の新設、加悦簡易水道につきましては、新加悦浄水場の用地取得と造成工事費を、また、井戸の本掘を2カ所行うことといたしております。

市場簡易水道につきましては、昨年度、本掘いたしました井戸から既設の導水管までの布設を、また、明石簡易水道につきましては、新加悦浄水場からの送水管を道路改良にあわせまして、先行して布設工事を行うことといたしております。

17節、公有財産購入費につきましては、先ほど申し上げました2簡易水道の用地取得費を計上しております。

以上が、平成20年度与謝野町簡易水道特別会計でございます。

続きまして、議案第54号、平成20年度与謝野町水道事業会計予算をご説明申し上げます。 一番最後のところに、今年度から上水道会計の予算をつけております。

5 5 6 ページに載せておりまして、当初の予算資料の 7 0 ページに概要を添付しておりますので、参考にごらんいただきたいと思います。

それでは557ページをお開きいただきます。

収益的収入及び支出の中の収入でありますが、1款、水道事業収益、1目、給水収益の水道使 用料は1億4,505万8,000円を見込んでおります。

そのほか収入につきましては、特にご説明申し上げることはございません。

続きまして、支出につきましてご説明を申し上げます。559ページをお開きください。

1款、水道事業費用、1項、営業費用でございますが、事務事業にかかる経費と維持管理にかかる経費を、予算計上をさせていただいております。特に申し上げることはございません。

続きまして、567ページに、資本的収入及び支出の収入でありますが、1款、資本的収入、1項、企業債を1,000万円、2項、分担金は水道加入負担金を68万5,000円を見込んでおります。

続きまして、支出につきましてご説明申し上げます。569ページをお開きください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、拡張改良費は、排水管の布設替工事を上げておりまして2,602万5,000円と、昨年、布設替えいたしましたところの舗装本復旧工事を1,802万5,000円を計上させていただいております。

2目には、配水管事業費でありますが、岩滝海岸線道路改良にあわせまして配水管を新設させていただく工事費で、1,944万円を計上いたしております。

以上、まことに簡単でございますが、水道課所管分の説明とさせていただきます。十分ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 小西下水道課長。

下水道課長(小西忠一) それでは最後になりましたが、下水道課所管分につきましてご説明を申し上げます。

まず、予算書の146ページをお開きください。

一般会計でございますが、4款、衛生費、1項、保健衛生費、一番下の浄化槽設置整備事業でございます。次のページで19節、上段でございますが補助金、浄化槽設置整備事業補助金、これは465万6,000円でございますが、6基分でございます。以上を計上いたしております。なお、これに対します国庫及び府補助金でございますが、歳入でそれぞれ88万2,000円ずつを見込んでおります。

以上が、浄化槽関係でございます。

続きまして、下水道特別会計に入らせていただきます。予算書の352ページをお開きください。

予算総額でございますが、歳入歳出それぞれ18億7,060万円でございます。

続きまして、360ページ、361ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款の分担金及び負担金、1項、分担金、1目、分担金でございますが、これは特定環境保全公共下水道受益者分担金で5,390万円の見込み、その下の1目、

負担金は、公共下水道受益者負担金で1,138万円を見込んでおります。

その下、2款、使用料及び手数料でございますが、1目、使用料では、全体で2億224万2,000円を見込んでおります。

それから、3款、国庫支出金でございます。1目、下水道国庫補助金は公共、特環を合わせまして2億3,500万円を見込んでおります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。369ページをお開き願います。

2款、維持管理費でございますが、全体では3億854万3,000円でございます。

369ページの右上段で、公共下水道事業部分で1億1,020万8,000円。このうち大きなものといたしましては、19節の負補交の部分で、真ん中の宮津湾流域下水道排水負担金、これが7,584万6,000円でございます。

それから次のページは、特定環境保全公共下水道事業で、全体としては1億9,833万5,000円でございますが、これも次のページ、373ページの上から3つ目でございますが、宮津湾流域下水道排水負担金1億3,238万9,000円と、合わせまして2億800万円程度の排水負担金となっておるものでございます。

続きまして、3款、事業費でございます。公共下水道建設事業費、工事請負費といたしましては、全体では5億8,168万円を計上いたしております。

その内訳でございますが、公共下水道事業の部分でございます。373ページ、一番下でございますが、工事請負費2,332万9,000円を計上いたしております。これは岩滝地域の部分でございますが、大体19年度をもちまして、おおむね管渠工事は終了いたしました。それで20年度につきましては、その部分の舗装本復旧工事を見込んでおりまして、昔よりは低い予算となっております。岩滝の部分につきましては、舗装本復旧でございます。

それから次のページ、375ページでございますが、特定環境保全公共下水道事業、これが旧野田川、加悦地域でございますが、下の方の15節、工事請負費、全体では5億5,835万1,000円を見込んでおります。

なお、本年度、20年度の整備面積でございますが、約31ヘクタールを整備する予定でございまして、面積普及率でございますが、約77.5%程度になる見込みでおります。

続きまして、農業集落排水特別会計に入らせていただきます。384ページをお開き願います。 予算総額でございますが、歳入歳出それぞれ1億1,746万円でございます。

392、393ページをお開き願います。

歳入の3款、府支出金、2項、府補助金で、1目、農業集落排水事業補助金では、19年度から進めております温江地区農業集落排水事業の農業集落排水村づくり交付金を、4,040万円 見込んでおります。

次に、401ページをお開き願います。

3款、事業費の1項、農業集落排水事業費、1目、農業集落排水施設整備事業費は、先ほど申 し上げました温江地区の農業集落排水事業で、15節、工事請負5896万円でございます。

それから17節で、公有財産購入費で、土地購入費500万円。これは処理場用地を買い上げる予算として、500万円を計上をさせていただいております。

以上、まことに簡単ではございますが、下水道課所管分の説明とさせていただきます。よろし

くお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 以上について、各担当課長から提案説明を受けました。

本案につきましても、本日は提案説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月11日午前9時30分から開議いたしますのでご参集ください。

大変遅くまでお疲れさんでございました。ご苦労さんでございました。

(散会 午後5時38分)